

平成19年第3回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月14日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
1番 関 口 雅 敬 君	8
2番 村 田 正 弘 君	20
7番 大 澤 タキ江 君	27
10番 渡 辺 強 君	38
8番 梅 村 務 君	49
6番 新 井 利 朗 君	62
○町長提出議案の報告及び一括上程	64
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第26号 長瀬町防犯のまちづくり推進条例	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第27号 長瀬町消防団設置等に関する条例及び長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第28号 長瀬町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第29号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算(第1号)	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	72
・議案第30号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	
○議案第31号の説明、採決	73
・議案第31号 長瀬町公平委員会委員の選任について	
○議案第32号の説明、採決	73

・議案第32号 長瀬町監査委員の選任について	
○埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙	74
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
・請願第1号 公契約法における適正な労働条件の確保に関する請願	
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	77
○日程の追加	77
○発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
・発議案第5号 公契約法における適正な労働条件の確保に関する意見書	
○閉会について	78
○町長あいさつ	78
○閉 会	79

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第59号

平成19年第3回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年6月8日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成19年6月14日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	5番	野	原	武	夫	君
6番	新	井	利	朗	君	7番	大	澤	夕	キ	江	君
8番	梅	村		務	君	9番	染	野	光	谷	君	
10番	渡	辺		強	君							

不応招議員（1名）

4番	齊	藤		實	君
----	---	---	--	---	---

平成19年第3回長瀬町議会定例会 第1日

平成19年6月14日(木曜日)

議事日程(第1号)

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町政に対する一般質問
 - 1番 関 口 雅 敬 君
 - 2番 村 田 正 弘 君
 - 7番 大 澤 タキ江 君
 - 10番 渡 辺 強 君
 - 8番 梅 村 務 君
 - 6番 新 井 利 朗 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第31号の説明、採決
- 1、議案第32号の説明、採決
- 1、埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙
- 1、請願第1号の上程、説明、質疑 討論、採決
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、閉会について
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	5番	野	原	武	夫	君
6番	新	井	利	朗	君	7番	大	澤	夕	キ	江	君
8番	梅	村		務	君	9番	染	野	光	谷	君	
10番	渡	辺		強	君							

欠席議員（1名）

4番 齊 藤 實 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	大	澤	芳	夫	君	教 育 長	村	田	六	郎	君
参 事	新	井	敏	彦	君	参 事	近	藤	博	美	君
参 事	平		健	司	君	総務課長	齊	藤	敏	行	君
税務課長	野	原	寿	彦	君	町民福祉課長	浅	見	初	子	君
地域整備 観光課長	染	野	真	弘	君	会 計 者	大	澤	彰	一	君
教育次長	大	澤	珠	子	君						

事務局職員出席者

事務局長 若 林 実 書記 石 川 正 木

開会の宣告

(午前9時)

○議長(大島瑠美子君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成19年第3回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成19年第3回長瀬町議会定例会を開会いたします。

なお、本日の会議に欠席の届け出は、齊藤實君1名でございます。

開議の宣告

○議長(大島瑠美子君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(大島瑠美子君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

諸般の報告

○議長(大島瑠美子君) ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成18年度2月分から4月分と、平成19年度4月分に関する現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

5月17日に、皆野町役場で「秩北議員クラブ役員会」が開催され、副議長齊藤實君、1番関口雅敬君、2番村田正弘君ともども出席いたしました。

5月23日に、秩父ミュージックパークで「秩父地域議長会役員会及び総会」が開催され、議会事務局長ともども出席いたしました。

6月5日に、秩父地域創造センターで「秩父地域基幹道路建設促進議員連盟」及び「水と森林を守る秩父地域議員連盟」の役員会が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 皆さん、おはようございます。

6月定例議会の開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

緑の鮮やかな季節もあつという間に過ぎ去りまして、梅雨の季節を迎え、しばらくは、はっきりしない天候が続くのではないかと思います。この季節は、大雨による災害の発生しやすい時期ですが、農作物の恵みの雨になることを願ってやみません。

国内の政治経済の状況を見ますと、我々の生活に大きく影響する問題でもあります年金記録の不備問題などにより、国会も混乱をしているようではありますが、来月には、今後の国政運営に影響を及ぼすと思われる参議院議員選挙も予定されているところであります。

さて、本日ここに、平成19年第3回6月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところであります。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告を申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告申し上げます。去る5月11日から20日までの10日間、「春の全国交通安全運動」が実施されました。当町では15日に役場前で、関係機関の皆様のご協力をいただき、交通安全キャンペーンが繰り広げられ、国道を通行するドライバーに交通安全を呼びかけました。

続いて、町民福祉課関係について申し上げます。去る5月13日に開催されました「第20回長瀬町社会福祉大会」には、議員の皆様を初め大勢の関係者の皆様のご協力をいただき、盛大に開催することができました。また、午後に行われました福祉バザーにつきましても、町内全域より7,450点もの協力をいただきました。特に町内の企業や商店からも出品物の提供をいただき、売上金などの総額は150万6,677円となり、大きな成果を上げることができました。このバザーの収益金につきましては、社会福祉協議会事業資金として有効に活用させていただきたいと思っております。ご協力まことにありがとうございました。

続いて、5月31日、皆野長瀬ロータリークラブから滑り台とベンチを寄贈いただきましたので、早速公民館や集会所などに設置をいたしたところでございます。

また、昨日、中央公民館において元気モリモリ大会が開催されました。これは昨年度から各地区ごとに実施している高齢者の筋力トレーニングクラブ同士の交流を深め、さらに健康づくりに役立ててもらうことを目的に実施されたものであります。当日は11のクラブから101人の参加者があり、ゲームやストレッチ体操で体を動かし、楽しみながら体力づくりに励んでいただきました。ただ、一つ残念だったことは、男の方の出席が4名と非常に少なかったことであります。次回からは大勢の方のご出席をいただきますようお願いを申し上げたところでございます。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。4月7日、「はつらつ長瀬さくら祭り実行委員会」主催による「長瀬さくら祭り」が北桜通りで行われ、ライトアップされた桜と音楽により、子供たちを初め大勢の町民の方々、また観光客の皆様楽しんでいただきました。

また、4月21日から5月6日までの間、長瀬・通り抜けの桜のライトアップが観光協会主催で行われました。期間中、ミニコンサートや日舞も行われ、大勢の方に夜桜と音楽を楽しんでいただきました。イベントに携わられました関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。

次に、平成19年度春のごみゼロ運動をことしも各行政区で5月27日と6月3日に行っていただきました。皆様のお骨折りに心から感謝申し上げます。

次に、花の里整備事業についてでございますが、今年度も大勢のボランティアの方々にご協力をいただき、5月25日にハナビシソウ園のオープン祝い、開園式が開催され、関係者の皆様にお礼を申し上げたところでございます。駐車場やトイレ、ベンチの設置など周辺整備も進みまして、現在ハナビシソウは見ごろを迎えております。なお、昨年から環境整備協力金をいただいておりますが、13日、きのうの3時現在で5,000人余りの入場者、協力金は111万円余りとなっておりますという報告をいただいております。

最後に、埼玉県自動車税につきましては、5月31日まで埼玉県より委託を受け、出納室窓口で納付を受け付けましたが、1,826台、6,863万6,600円の多額の納付をいただきました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

次に、日曜、金曜夜間の窓口開庁の平成18年度の状況であります。昨年度は34日間行い、400件以上の来庁者などがあり、500万円以上の納税をいただきました。

以上、今定例会までの主な事業などの報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例の制定1件、条例の改正2件、補正予算案1件、広域連合の協議案件1件、人事案件2件の合わせて7議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

会議録署名議員の指名

○議長（大島瑠美子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

5番 野原武夫君

6番 新井利朗君

7番 大澤タキ江君

以上の3名をご指名いたします。

会期の決定

○議長（大島瑠美子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から15日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの2日間とすることに決定いたしました。

町政に対する一般質問

○議長（大島瑠美子君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは最初に、1番、関口雅敬君の質問を許します。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、質問させていただきます。

1番、公園の整備について町長にお伺いいたします。さきの議会で、アニメのドラえもんに出てくるような、簡素ながらも自由度の高い公園の設置を提案し、町長にも賛同いただきました。この公園の設置についてどのように進めていくのか、具体案をお伺いいたします。

2番、今後の合併問題への取り組みについて町長にお伺いいたします。秩父市、皆野町との合併できる可能性が低い状況にあることを考えると、寄居町との合併を視野に入れていかなければならないと思います。もし寄居町と合併協議の席に着くことができるのであれば、寄居町との合併を長瀬町全体の課題としてまとめなければなりません。このことについてお考えをお伺いいたします。

3、財政状況の公表について町長にお伺いいたします。当町の財政状況が、正しく町民に伝わっていないため、根拠のない言葉がひとり歩きし、町民に不安を与えていると思います。広報に掲載される財政状況の記事では、財政難の原因やどれほど苦しい状況なのかは、町民だれもが理解できるとは思えません。町民が共通した認識を持つために財政状況をもっとわかりやすい表現で公表することが必要だと思いますが、お考えをお伺いいたします。

4番目、役場の組織のあり方について町長にお伺いいたします。当町では財政的なことを考慮して副町長を置かないこととしたにもかかわらず、それにかわる専任参事を3人置いたのでは、それこそむだと言わざるを得ません。また、縦割り行政をなくし、スマートな行政組織とするために大幅な課の統合を行いました。これも町民にはわかりづらいようです。効率的で使いやすく、親しみの持てる役場とするためには、総合案内所や総合窓口を置くなど工夫が必要だと思いますが、これらの考えをお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

この前の多分議会だったと思いますが、このことにつきましては、概略のご質問をいただいております。

この公園というものは、お年寄りや子供たちの身近な交流の場、それから地域コミュニティの日常交流場所及び災害の際の一時避難スペースなどに利用するという考え、設置をされているものであります。また、生活に潤いを与えてくれる施設ということではありますが、反面、最近では皆さんご存じのように犯罪とかごみの散乱、遊具の事故など、さまざまな問題が起こっていることも議員ご承知だというふうに思います。

当町では、井戸や岩田地区内に税金を免除している多目的広場が数カ所設置されておりますが、公園整備を検討するに当たりまして、まずはそのような場所の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。また、新たに町が公園整備するには、現在の財政事情の中では大変厳しい状況にあるということをご承知だというふうに思います。それから、さまざまな問題を想定していかなければいけないというふうに思います。

しかし、遊休農地などで町民が無償で公園に使用してほしいなどの話もありますので、今後若者の定住促進事業との連携も視野に入れながら、住民との協議を行い、安心、安全な公園づくりをしていくような方向性が見出せれば積極的に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今町長にお答えしていただきました。私の場合は、今のお答えの後半の部分ですね、若者の定住促進や農家の方の耕せないで休耕地になっているようなところを利用して公園整備をしていただきたいということでもあります。

私の提案なのですが、旧白鳥荘付近の見直しをしてほしい、県道から鶴沢沿いを散歩コースで宝来島まで考えております。広場であれば地権者の方も同意していただいている方もあります。500坪から600坪くらいまであるから、自由に使っていいよというお話もいただいております。

そこで、私は、旧白鳥荘の入り口の三角の部分、両方の道路にまたがるというか、ちょうど真ん中の地点なのですが、あそこを提案、町長にお願いしたい場所です。その場所は、桜がすごくいっぱいある、そして秋にはもみじがきれいに咲きます。そして、宝来島のツツジは、前回の議会で私が宝来島を整備してほしいという議会で皆さんに賛同していただいて、意見書まで出していただいた宝来島です。そこには、ドングリの実があたりしている地域であります。その周辺は、車いすも利用が可能だという、本当にいじらなくても、ちょっと畑を借りていただくだけで、そういうことができると私は確信を持っております。

ついては、中郷区にある憩いの広場、これはお金が多少なりとも、つくったときの事情は、私よくわかりませんが、あそこには多少なり、借りている場所の費用が出ているということですので、今回私が提案するのは、費用は出ないで、そういう減免をしていただければということです。トイレは、そういうことで、中郷区のトイレは要らないと梅ヶ井老人クラブの総会で出まして、それが決定したようです。そこで、そのトイレを廃止してしまうのではなく、移転をしていただいて、その公園に設置していただければありがたいと思います。

私は、春よく見る光景なのですが、あそこに施設の方がお花見に来るのです。車いすだとか、そういうので。そうすると、みんながそろって移動するので、どうしたのですかと聞くと、トイレを借りに役場まで行くのですということを聞きました。そういうことも加味して、もし公園等にトイレの設置ができるのであれば、車いすの方も利用できるようなトイレを、簡単に結構ですので、つくっていただきたいということです。観光地でありながら、障害者への配慮が足りていないというのが、私この長瀬町の現状

を見ての感想です。こうした事業は、新たに観光資源をつくり出すのではなくて、長瀬町の本当に大事なアイデンティティーの再確認だと私は思っております。長瀬の資源をもっと大切に、再整備することが長瀬の観光の再生の早道だと私は思い、提案いたします。

そこで、もう一度、この長瀬の自然、歴史、イベント等を見直して、観光資源のデータベース化を図り、もっとこの長瀬を研究して知る必要があると思います。特に課の統合で、縦割り行政がなくなって一生懸命やるのだという、本当に事業をするのにはいろいろな課が携わるいい事業だと思いますので、そんな点で、この周辺整備をぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問が、幅が非常に広がってきたように思います。私たちとしては、町民の安心、安全を守るということが、一番最優先課題だというふうに考えておりました、先ほど申し上げたような状況をしっかり守れるかどうかというのが、このテーマのスタートになければならないというふうに考えています。そして、例えば遊休農地の問題、申し上げましたようなことがご理解いただければ、平成20年度には一つか二つつくりたい、それにはやはり子供さんとお年寄りが一緒に遊べるような場所が欲しいというふうに思っています。そのお年寄りには子供さんの見守りをしていただく役目にもついてもらうということでもあります。

不審者が、いつ、どういうふうになるかということも、やっぱり全く考えないということになりますと、安心、安全が守れないというようなこともしっかり考えていかなければいけないと思いますので、その辺を考えて、先ほどご提案がありましたような、例えば300坪という小公園をつくったとします。そのめぐりは、どうしても防災にかなうような状況のネットといいますが、そういうようなものを置いておかないと、万一のときに、問題が起きたときの初期的な防災ができないのではないかなという思いがあって、それは、そのことを外しての公園整備というのは難しいかな。ただ、広場に遊具を置くだけというようなことにつきましては、これから先大きな問題があるだろうということを考え、よそのところも調べてみましたところ、やはり各地区が、少なくとも1,500ぐらいの高さのネットが張ってあるというような状況になっておるとい話も聞いております。私も現場を見てきました。

そういうことから考えますと、そういう地域の中で、子供がボールを少しけったり、ブランコをしたり、滑り台をしたりということ、それから多少は駆け足ができたりという体力増強ということも考えなければいけない。そのそばに屋根をかけたところで、日よけをしたところにお年寄りが集まって談笑するような場所が欲しい。そのめぐりには、先ほどのお花の問題がありましたように臘梅から始まった1年間の長瀬町の代表的な花をめぐりに例えば2本ずつ植えてもいいではないですか。そういうふうにして、それで移ろいゆく季節を、その中でも感じられるような、そういう遊び場所であってほしいというふうに考えています。

先ほど申し上げました若者の定住促進も、今年度これから具体的に着手をいたします。そういうことも含めまして、そういうこととの関係プレーをやりながら、このことにつきましては、平成20年度、予算を組めるように努力をいたします。そして、その地域の皆さんの要望にこたえていくような、そういう準備を始めたいというふうに考えています。これは宝登山の花の丘構想と一体的なものでありまして、山と平地の差はありますが、やはり観光地長瀬、それから大勢の方にお集まりいただくときの、先ほどトイレの問題もありました。これも予算の問題がありますから、はい、すぐやりますということには、なかなかいきませんが、ご提案は重く受けとめさせていただきたいと思います。そして、その地域の人たちが安心し

て憩いの場所となるような、そういうものを私たちは真剣に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 町長、私は、ここに前回の議事録、町長が言っていることを、私がこの前質問したことを検証しながら、この質問を考えてきているのであって、今言うようにネットを張ったりとか、そういうのは、町長もこの前ここで言っていないのですよ。私も、この長瀬が財政が厳しいということは十分知ってしまして、ですから私ドラえもん公園という表現をしている。何もなくていいのですよ。ブランコや滑り台などという言葉が出てきますけれども、ドラえもん公園には、そんな滑り台もブランコも何もないのです。本当に何も無い広場で、皆さんがそこで好きなことをする。

それで、私が先ほど提案したのは、そこに公園をつくれれば、周辺に環境のいい地域があるから、そこはいかがですかというお話をしました。また、これは議場外でも、この議会が終わった後でも私いろいろ細かく説明しますので、そういうことで、余りお金のかからない、そう手をかけていく公園でないことを町長、もう一度理解していただくためにひとつお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

この前の答弁でネットの話はなかったということではありますが、やはりいろいろなところを調べてみますと、防犯、安全というのが、一番のキーワードになっています。これは例えば何もしないで、もし事件が起きたときに、だれが責任をとるのだということまでいくわけでありまして、これは私たちがそのままやっていただくということを前提とするならば、その地域で、安心、安全を守っていただくということが前提にならないと、私たちの責任は果たせない。人の命は非常に重いものであります。これを放置して、遊び場をつくれと言ったから、はい、わかりましたというわけには、私たちの立場からするといかないのですね。ですから、各地区を私も見て回りました。

それで、その中で植栽だとか、そういうのが非常に少ないなという思いがありますが、それは長瀬町、やっぱり花の長瀬という大きなテーマを私たちも背負っておりますし、それを進めていこうという気持ちを持っておりますから、そういうものをやって、それが多少の日陰にはなるだろうということになります。それと、お年寄りが一緒に遊ぶ場所ということになりますと、やはり防犯の問題を100%クリアできる方法というのは、100%に近いことをクリアするということは、やっぱり大前提になるだろう。そのままでもいいということになれば、それが私たちは一番ありがたいし、お金もかからないということになります。では、それをだれが、どういうふうに守って、どういうふうに責任をとるのだということまで考えてやらないと、この問題は解決しないのではないかと。スタートするには、やっぱりその辺まで考えてやる必要があると。子供の命、大人の命、すべて同じであります。その命を阻害するような事件がいっぱい起きております。そういうことを考えますと、これを放置するというわけにはいかない。この前の答弁と多少違うというご指摘をいただきましたが、これは違って当たり前だと、そういうふうな状況を勘案しながらやっていくというのが、町の私たちの責任だということふうに考えています。ご理解いただきたいと思っております。

〔「次の2番の質問をお願いします」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 2番目の合併のご質問でございますが、これまで市町村合併につきましては、何回もご質問をいただき、その都度お答えを申し上げたとおりでありまして、この長瀬町を取り巻く環境、少

子高齢化の進行、町民ニーズの多様化、地方分権の進展など大きく変化をしております、長瀬町の財政状況は非常に厳しく、今後好転する要素がなかなか見つからない、そういう状況にあります。こうした状況において、私はこれからもずっと単独でいけるということは全く考えておりません。そして、絶対に合併しないということも、申し上げておりますように、そういう考えを持っているわけではない。今後まちづくりを進めていく場合、最も重要なことは、町民の皆さんが安心して希望の持てる行政運営ができるかどうかということであると思います。このためには市町村合併も選択肢の中の大きな部分であるというふうに考えております。

前にも何回かお答えいたしました、寄居町との合併につきましては、現状お聞きしますと、本田技研工業の進出が決定いたし、そのことで現在頭がいっぱい、いろいろな問題についても、例えば独身者の寮等々につきましても、いろいろな問題に直面しているというようなことになっているようであります、市町村合併については、それを同時に考えるような状況にはとてもありません。いわゆる二兎を追って一兎も得ないというような状況にはしたくない、そのくらいホンダのことについては緊張し、全力で取り組んでおりますというお話をいただきました。きのうもおととも寄居の人たちと会い、その前も会って、いろいろな人と意見交換をしているところでございますが、そういう状況であります。ですから、今言ったような話の中から、しばらくは時間がほしいと。確定し、ホンダの進出工事が始まり、独身寮とか、そういうものができて、方向性が決まった後に合併のことは考えていくしかないというようなお話を町の人の方からいただいております。市町村合併というのは、今申し上げましたように当然相手の意向が大前提になります。

そういう中で、長瀬町の地理的な条件を勘案いたしますと、選択肢は狭くなってありますが、いつまでも静観しているというわけにはいかないのではないかとこのように考えております。いずれにしても、市町村合併を進めていくということになれば、町民の方たちのご意見を伺う、それから議会の意向を踏まえて判断するということが大きな前提条件になるというふうに考えております。それで、最終的には議会の議決をいただくということがあるわけございまして、この辺も踏まえて、少し時間をいただきながら、皆さんと考えるということになると思います。この前も、この場所で申し上げたと思いますが、皆野との合併の破談の問題につきましては、私は皆野の方に、こちらから皆野と合併しましょうというお話は申し上げませんと。向こうから話があったときに初めて考えますということは皆さんに申し上げていると思います。そういう過去のいろいろな問題を含めて、私はそういうふうに決断をいたしました。

そういうことでありますので、議会としても皆さんのご意見を承る機会をこれから時々持ちながら、話を進めるか、どういう状況になっているのか、財政についてもお話を申し上げたり、ご説明を申し上げ、ご理解をいただき、町民にも、そういうことについてもお話を申し上げ、ご理解をいただくような努力をしていくということをお話し申し上げました。いずれにしても、寄居とはそういう状況で、実はきょうも寄居の副町長とちょっとほかの用事がありまして、お話を申し上げました。そうしましたら、全く今と同じような状況のお話で、これは本当のことです。とにかくホンダのことで頭がいっぱいなのだというようなお話をいただきました。そういうのが大きな流れの中だというふうに思っておりますので、今ご説明申し上げたとおりでございます。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 寄居は、ホンダが来るから考えてないというお話を今伺いました。町長は、改選後に合併問題を考えるという発言をしていますので、なるべく早く合併するのかもしれないのか、これは町民が

一番心配している問題でありますので、ぜひ話をしていただきたいと思っております。先ほどから町長は言っていますけれども、選択肢が少なくなってきたのは、町長が秩父市の話し合いのときに、皆野と合併を相談するからいいと言って出てきてしまった、いろいろな経緯も、私も何回も合併の質問を町長にさせてもらって、同じことを言っているのだから、ちょっと向きを変えてみたいと思います。

町長は、まちづくりをする先頭に立ってもらっているということで、お聞きしますが、町長、私も感じて、卒業式なんですけれども、本当に涙が出る、ハンカチで目頭を押さえるという、そういう卒業式、町長も印象に残って覚えていると思うのです。あの学生が、本当に夢と希望と不安で、ああいう卒業式で涙を流しながら歌った校歌、あれを聞いていけば、本当に我々は、この長瀨町を、あの学生たちが何年かたったときに必ずこのふるさとへ戻ってくるのです。それまでにいい長瀨を、どういうふうにするか、合併するのかもしれないのか、いろいろな選択肢はあると思うのだけれども、そういうことで、この長瀨町をつくり上げていかなければならないのだと思っています。

そして、今ふるさと税とかというお話がある、この時期にですよ、町長が、自分が支持しないからといって県議選の件ですよ。自分が反対している人のポスターを人の前で破って見せる、こんなパフォーマンスをしてはいけません。そういうふるさと税とか、また戻ってくるのだから、子供たちが。だから、そういう先頭に立つ町長なのだから、そういうリーダーシップをぜひ見せてもらいたい。変なパフォーマンスではなくて、本当にこの町を考えているのだという町長のリーダーシップというものを見せてもらいたいのです。

今この町が抱えているいろいろな問題だと、強いリーダーシップを発揮する人が今必要で、皆さん望んでいるのです。今までは本当に平穏無事だったので、順風満帆に来ているときは、お金にしる何にしる、そんなに政治家が一生懸命やらなくたっていい方向、いい方向といけたのですよ。こういう時期こそ本当に強いリーダーシップを発揮して、これをするのだ、あれをするのだというのをやっていかなければいい町は絶対できないと思う。私は、町長が自分で本当に目指すところを挙げてもらって、自分の責任において本当に実行していってもらえれば、我々もついていくのだと思うのです。ということで、本当にみんなが幸せになればいいやとか、そういうスローガンを言っている場合ではなく、本当にこの長瀨、さっきも言うように財政も厳しくなっているので、本当に考えなくてはならない時期なのです。ですから、町長にリーダーシップを発揮していただいて、本当にこの現実と理想のせめぎ合いの中で、志を捨てないで先頭で歩いていってもらいたい、私は町長をお願いいたします。

そして、町長は、先ほどからもいろいろ言うように町長の本当の考え、おれはこういうふうになっているのだという方向で、今進んできていないような気がするのですよ。皆野が言わないからおれは言わないとか、そういうのではなく、本当に町長が皆野、長瀨、私が議員になったとき、小さく光る、きらりと光る町ではいけないのでしょうかとまで言っていた町長ですから、よかったのだと思うので、そのよかった悪かったというのをはっきりしながら進んでいってもらえれば、皆野の不誠実ではないかとか、私はそういう発言をさせていただきましたが、いい方向に向いていくのだと思うのです。そして、本当にリーダーというのは、家庭でもそうですけれども、きちんと自分の責任で、こういうふうにするのだ、ああいうふうにするのだと大澤家を引っ張っていているから、今の大澤家があるのだと思うのです、本当に。そういうリーダーシップを発揮しなかったら、ふらふら、ふらふらしているのでは、いい家庭もできないのです。だから、この町の代表者ですから、ぜひそういう方向で進んでいってもらいたい。私は「少年よ、大志を抱け」という言葉が好きなのです。「なせば成る」が一番好きなのですけれども、「少年よ、大志を抱

け、これは日本の未来を背負って立つ若者たちに志の夢や重要さを説くものだというのがあるので、私から町長に、「町長よ、大志を抱け」という言葉を贈りますから、合併問題でぐいぐいみんなを引っ張っていくようにいかがですか。寄居は、そういうことだったので。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

関口議員と私たちの考えは多少違っているのかなと思うのです。まず、合併ありきというお言葉がどんどん出てきますけれども、それは違うのではないか。やっぱりまちおこしというのは、単体でできれば、それが一番理想なのです。それができないところが合併を考えて、今日まで来た。では、例えば寄居と合併するときに対等合併なんてことはありますか。例えば秩父でも深谷でもそうです。今合併をしたところの小さな町村のお話を私は聞く機会がいっぱいあります。花園にしても川本にしても、例えば秩父の大滝にしても荒川にしても吉田にしても、そういう昔おつき合いしていた要人たちと、今の議会議員の方たち、そういう人たちに話を聞きますと、うーん、合併してばか見たなというのが、全員ではありませんが、ほとんどの方がそういうことを申します。これは私たちに対するお世辞だとか、そういうふうにとってはいけないと最近思います。そして、例えば寄居と合併する場合でも、しっかり考えれば、寄居にすべて吸収合併するというような形でなければ寄居は多分動かないと思います。それで、秩父との話で、大澤町長が一番先に秩父との合併をしないで出てきたということを言いますけれども、それは違います。事実を誤認した上で、そういう発言は慎んでいただきたい。

今、秩父の人たちは何を考えているか。例えば小鹿野の町長にしても横瀬の町長にしても私も、とにかく自分たちの地域をしっかり力をつけた、そしていろいろな住民のことを考えた上で、例えば秩父と合併するときには、一緒に協力体制をとって、秩父と五分に渡り合えるような体制をつくろうというのが、今の私たちの基本的な考え方です。これは多分間違っていない。そういうことで、皆野も今、石木戸町長が当選したその日のあいさつで、皆野町はこういうふうになります。例えば秩父市皆野、国神、三沢、日野沢、金沢と、こういうふうになりなますという話をしました。そのしばらく後、私は栗原市長とお会いする機会がありました。広域の理事会でした。彼の言葉で、具体的なことは申し上げませんが、石木戸さんから申し出があった、はっきりお断りしました。今さら何だというような言葉の発言がありました。正しい言葉遣いではありませんが、そういう言葉がありました。そういうことですから、我々とすれば、例えばそういう地域をしっかり守ることが前提です。その中で一心同体となった力がつけられるかどうか。その3人の首長では、基本的な意見では合意しています。ですから、寄居と合併する場合は、寄居との力の関係とか、そういうことを考えれば、大滝、荒川、吉田と同じような状況で、無条件で寄居町と合併してくださいというお願いしかないと思います。対等合併というような言葉だけで、現実には吸収合併であります。それをよく理解した上で合併のことを考えていかないと、後になって、合併して動きがとれなくなって、しまったと言っても遅い、そういう事実は方々で、至るところであります。そういうことは、当然関口議員も勉強されていると思いますから、ご認識の上でのご質問だというふうに思います。

それと一つ、この前の県議会の選挙でポスターを破ったというお話がありました。私がポスターを破ったのでしょうか。ポスターは破っていません。あれは関口県議の県議会報告の、そのものを2枚持ってきました。事実と違っているということを申し上げて破ったわけでありまして。ポスターを破ったなんてことは公職選挙法にも抵触するでしょうし、その辺のことは私も承知をしているつもりです。それで、何で私が、話が長くなって悪いですが、何で小菅さんを押さなかったかという話になります。その辺は関口さん、お

わかりでしょう。ただ、県会議員は、我々が押したのだから、それは間違っている、それをまた押さなければいけないなんてことはないではないですか。間違っていたら、その人をかえるという勇気を持たなければ地方自治はよくなりません。そのくらいの認識は議員をやっている方だからお持ちだというふうに私は確信をしています。その上での発言だとすれば大きな問題だというふうに私は言わざるを得ない。すべて小泉さんの発言を、いいと取りをし、そして私がやったという、その発言は許せない。そして、2年前の郵政解散のときに、あの人は何をやりましたか、どういう態度をとりましたか。そういう問題ですよ。

秩父地域のためというお話は何回も聞いています。しかし、現実には即した行動を見れば、あの人がどういう行動をとったかというのは一目瞭然ではないですか。それは皆さんが、その人を守り、育てるということは大切だ。はっきり申し上げれば、小菅さんを押した張本人は私であります。北堀県議であります。皆野の議長の浅見さんです。この3人で動きました。しかし、それは地域が一体となって協力体制がとれると思ったからです。それは北堀県議からの発言があって、それに私たちは賛同しました。しかし、現実には、そういう状況にはなっていなかった。それでは私たちは、それを県議会へは、国と県、それから地方をつなぐ太いパイプ役でなければいけないという基本的な理念を持っておりますから、これはかえなければ秩父地域はよくなりませんということ、私たちは相談はしませんでした、その3人では。でも、動きは全部同じでした。それはやっぱりそういう思いを全部持てたということにほかならないのではないかなと思います。ですから、その辺も踏まえた上で、ぜひ発言はしていただきたい。そして、私が破いたのは、いろいろな意見をいただきました。私も多少は反省しています。しかし、ポスターを破かない、ポスターを破くことによしあしについては、私もわかっております。その県議会だよりを、事実と異なる県議会だよりを破いたわけです。そういうことでありますので、あらかじめ皆さんの認識がもしそうだとすれば、これは今申し上げたことが事実であります。

ですから、地域のことも含めて、やっぱり国と県と地方というのは一体となってやっていかなければ、これは地域おこしなんてできないですよ。長瀨町、例えば秩父が全体となって一生懸命やろうと言ったって、財政力だってありませんし、人口も少ないです。そういう中で、面積だけ広い、その地域をだれがどういうふうにするのですか。それは何兆円も金を持っていれば別です。そういう状況でないのですから、やはりその辺はしっかり考えた上で、私たちは、その町々自体の基礎的な条件をしっかりとった上で、合併の話が出てきたときに、それは考えていこうということを先ほどから何回も申し上げましたように基本的な合意事項としております。これは当然そういう話が出てくれば、皆さんに一番先に相談する、最終的に議会のご議決がいただけないと動きはとれません。皆野がそのことをやったわけですよ。その辺もありますので、もう一回、皆野の状況、私は皆野から声がかからなければ動かないと言ったのは、そこあります。住民投票の結果を否決して、そして回り回って長瀨に来たと、それは私たちとすれば非常にありがたかったと思います。しかし、現実には、私がやったというご指摘をいただいておりますが、私ではありません。皆野がやったわけあります。ですから、皆野から声がかからなければ、私はテーブルに着かないというのはそこです。そのくらいの意地があってもいいのではないかと思います。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） もう時間が短くなってしまったので、今の合併問題について、県議選の件は、私がポスターという表現をしましたが、広告に改めればいいわけですね、広告に。ポスターではなく、広告を破ったと。私はポスターを破ろうが広告を破ろうがどっちでもいいのですよ。ただ、そういうパフォーマンス

ンスを、そういうところではてはまずいのではないですかということですから、これはもしあったら、また外での話でも結構です。

それで、合併問題なのですけれども、私は合併ありきの発言ではなく、単独で本当にやっていけるなら、それでいいのですよ。どこでも、そうでしょう。例えば夕張が破綻してしまっただって、破綻した後にそれから一生懸命やる。だから、競馬馬と同じですよ。むちたれば走っていくのだから。だから、今からやりましょうよ、単独でいけるように。この長瀬を守るように町長、やりましょうよ。さっきから言うように財政が苦しいと言っているから、合併しなくてはではないのですか。それは話をしていかなかったら、きょうから話を、来月というわけにはいかないでしょう。だから、私が言っているだけであって、大丈夫ならば、私も町長、賛成ですから。そういうことで合併問題は閉じて次にいってください。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

〔「短くやってください」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） いや、必要なことについては、申し上げないと、ご理解いただけない部分がいっぱいありましたので、申し上げたわけでございます。ご理解した上であれば、私は何も余分なことについての答弁は差し控えたいと思っています。

次に、3番目の財政状況の公表についてでございますが、財政状況をわかりやすく公表する考えについてということでございますが、町の財政事情の作成及び公表に関しましては、条例によりまして公表の内容などについて定められております。また、財政状況をさらに町民の皆様にご理解いただくために、ことし3月から町のホームページ内に財政状況のページを設け、条例で定められている以外の財政状況一覧表や財政比較分析表などを新たに掲載しているところでありますが、難しい財政用語などもありますので、注釈を加えるなど、今後さらにわかりやすい公表方法などを検討していきたいと考えております。

なお、町の財政状況をお知らせするため、広報紙に数回に分けて掲載するように現在準備を進めているところでございます。

いずれにしても、今長瀬町で実質公債費比率という突然の、いわゆる連結決算方式の公表があり、埼玉県でぶりから2番目だという数値、20.1という数字ですが、これはこの間、テレビを見ておりましたら、25を超えるような町村が日本全体で4分の1あるというような、地図で塗り分けのテレビの放映がありました。多分NHKだったと思いますが、そのくらい財政は疲弊しております。そういう中でも頑張っているという町村が、みんな自分たちの地域を守って発展させるための努力というのは、どこでもしているというふうに思います。そういう中の長瀬町も一つであるというふうにご理解をいただきたいと、思います。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今言ったように財政状況の発表は、インターネットを通じたり、広報でやっていたというところでありますが、見ている私たち、町民の方が、本当に理解できて読んでいるとは、私も思えないのですよね。今月号の広報の件に関しては、総務課長とお話をする中で、大分よくなってきたよという話を私もしました。この質問をした後に齊藤総務課長とお話をしたときに、だんだんわかりやすくなってきているよねということでもお話をさせていただいたのですけれども、まだまだ本当に専門用語が入っていてわからないと思うのです。ですから、できるだけ簡単に、どこがどういうふうに苦しいのか、やっていただきたいと思うのです。

私ちょっと具体的にやりますけれども、今実質公債費比率というお話が出ましたけれども、実質公債費比率が出てくるまでは、長瀬町は順調にいい位置でいたのですけれども、実質公債費比率になった途端に

元気がなくなってしまって、悪くなってしまったという、そういう原因が、どこにどういうふうにある、どういう解消法をとっているのかとか、そういう広報がされていないで、いかがですか。わかりやすくやるためには、まず下水の問題からいきましょう。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 実質公債費比率というのは、小泉内閣のときの竹中総務相の提案で実現したものでありまして、これは本来こういう自治体にはそぐわない決算方式、というのは合併を具体的に強要しようと思ったのだけれども、合併がうまくいかない。そのためには、そういう連結決算方式でやると、地方の自治体はみんな破綻状況にあるということから考えたのだらうと私は推察しています。それで、その実質公債費比率というのは、例えば長瀬町の本体の実質公債費比率を当てはめると7.6だったと思いますが、埼玉県でもいい方といいですか、真ん中ぐらいになるわけですね。それで、その一番の問題は下水道であります。それで、下水道事業が総額で160億円近い起債を起こしました。これは国が平成7年、平成8年、平成9年を例えば例にとってみますと、単年度で20億円を超えるような起債を、国の方から起債を起こして事業をやりなさいと。それは社会資本の充実という名目のもとに、私たちからしてみると、国はすごいお金持ちだと思えるような起債の認可があって、それをアバウトとは言いませんが、工事をやってもいいのだよという話があったという経緯があります。それは平成7年、平成8年、平成9年だけで60億を超えているのです。その返済が今ピークになっているわけです。多少ピークアウトしたなと思います。

それで、その反省に立って資本平準化債、いわゆる借換債ですよ。それを国の方である日突然つくってくれた。それで、長瀬町も皆野町もいずれ同じような状況になるということでもありますから、その資本平準化債を使って、少しずつのいでいこうということで、今年度下水道に繰り出すお金が4億円から2億9,000万円になった、約1億円の減額になったという、そういう数字が出ておりますが、だからいいということではありません。これは長い年月かかって、今も多分76億円ぐらいの起債の残高が残っているわけですね。それと、し尿の方の、これは6年ぐらい前ですかね、工事が終わったのです。それが十何億がかかっておりまして、その償還もかかっているということで、高どまりになっています。そういうものと、それから広域市町村圏組合の負担金が、今年度2億4,000万円、これなかなか減ってきました、3億近い繰り出し、小鹿野の話聞いたら、3億4,000万円という、おとといですかね、そういう話を聞きました。長瀬は、それより1億円ぐらい低いわけですが、そういう状況で推移をしております、そういう繰り出し、負担金が非常に高くとまって、それが株式会社の連結決算でいくと、どんとふえるということなのですね。それは下水道のことは当然わかっていました。でも、実際に借りてしまった金ですから、それは返さなければいけないわけですよ。それで、返す方法を資本平準化債というのを使っていいよというのが国の提案であります。これは先ほど申し上げましたバブルのときに踊ったツケを調整してもいいですよという、そういう言葉を使わないだけの問題だというふうには私は思っています。ですから、このことについては日本じゅうが、バブルに踊ったツケが今どんとついているわけです。先ほど申し上げました、実質公債費比率が20%を超えるところが4分の1あると。関東は少ない方で、東北、北海道あたりはほとんどがそれを超えているというのです。夕張だけの問題ではない。

長くなって申しわけないですけれども、私の友達で大谷昭治郎という東大出がいました。彼が30年前に大牟田の助役になりました。そのとき同級会があって、彼が来ました。話をしました。あんた通産省に行ってもキャリアではないから偉くなれないでしょう。だから、大牟田の市長になったらどうという話を私がしたのです。そしたら、彼が部屋の隅に連れて行って、とんでもない。大牟田なんていつぶれても不

思議ではないよ。今の夕張と同じような状況にある。それは産炭地の、いわゆるエネルギー革命の犠牲になっている。全部それを国は観光開発をしると。だから、大牟田もそう、それから高島という石炭もそう、それから夕張もそう、そういうところは全部そうです。それで、30年前に、いつつぶれても不思議ではない、私は助役を2年間という約束で来たのだから、一日も早く通産省に戻りたい。暦を1枚ずつめくりながら、戻れる日を楽しみに待っていますという話がありました。すごいなと思いましたけれども、それが今になって30年もったということは、これはいいかどうか分かりませんが、日本の経済が右肩上がりだったという証明だと思えます。ですけれども、それは結局は、金を貸しますよと言われても、借りた方の責任ですよ。そういう問題がどんっと降りかかっているということをご理解いただいた上で、そして、ではどういうふうにしたらいいかというのを私たちは今考えました。そういう状況が積み積みもった段階で、だからこの問題は、そんなに難しくなく解決をする方策というのは出てくるはずであります。それをやらなければ、国の責任ですから、と私は思っております。いずれにしても、そういう状況を総合して考えたときに、実質公債費比率というのが長瀬町は高くなっている。これは一番の大きな要因は下水道を除いてありません。

以上であります。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、今下水のお話をさせていただいて、私の地域は、下水道は関係ない地域なのですよね。今言う80億の借金をやってしまったという、国がやれやれと言ったからやったという話で、そのとき町長は議員であったと思うのですけれども、そのときは賛成派だったのですか、反対派だったのですか、ひとつ。

それと、この財政状況をわかりやすく言ってくれという私の質問で、80億の借金を今言うようにわかりやすく、そういうことでどんどん、どんどん発表してもらえば、町民の方も、言葉がひとり歩きしないのですよ。みんなそれぞれが本当に理解できて、言葉で話しているのではなく、自分なりの考え方でやっているから、いろいろな話がだんだん、だんだん大きくなって行って、そういう状況になっていますので、正しく、わかりやすくやるために今のお話を聞かせてください。どういうふうになれば80億がよくなっていくのか、もう一度わかりやすくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほどから何回も申し上げますように、国の方で制度資金というのを、いわゆる借換債に近いような、本来これはすべきではないと思います。しかし、今の状況を打破するには、そういう国の力をかりなければ資金の供給を受けることは、なかなかできませんよね。そういう状況を国の方も反省の上に立ってやっているということが一つの大きなテーマ、4億近くかかったのが2億9,000万円で、予算が、繰出金できたということも事実であります。広域の方も私は町長になってからずっと言いました。多分平成18年度は2億4,000万を割っているのではないですかね、負担金は。それで、私は下水道のとき言ったか言わないか。皆さんここで残っている方は何人もおいでになりませんが、そのときの町長は、この町で下水道の発言はしてはいけないと、下水道のことが聞きたかったら下水道議員になれというところまで極端に言って、ここでは発言の機会は与えていただけませんでした。それで、下水道ではいろいろな意見は言っております。議事録を見てもらえばわかります。

そういう状況で、例えば野上の中継ポンプ場の問題なんか建物建った後、基礎ぐいといいますが、それを打つ、何千万円も金をかけるというようなことがあって現場を見たこともあります。前の人の悪口

は言いたくありません。事実ですから、そういうふうなことがあったわけです。それは国に大きな責任があるのですよ。正月の7日か10日ごろ、臨時議会を開いて、正月になって三が日ごろ、招集が来ます。行ってみたら、国から3億円の起債を許可するから、例えばこれを平成16年度なら平成16年度、平成10年度なら平成10年度のうちに消化しなさい、その理由は、いわゆる社会資本の充実ですということで、提案がありました。そういうことをやった年が何年も続いたわけですよ。そういうことから考えると、私たちは下水道をしっかりとつなぐだけでなく、下水道区域の人たちに協力をしてもらおう体制というのを去年から一生懸命やっています。しかし、今になってみると、法的な罰則力というのがありませんから、これは本人にノーと言われれば、それをイエスにするというのは非常に大きなエネルギーが要るのですね。そういう状況もあって、今70%という供用率になっています。これを90%に早く上げたいというふうに思っておりますが、これも解決の一つの方式だと思っておりますが、絶対的なものではない。いずれにしても、借りた金は返さなければいけない、それが平成21年ごろまでは4億円近い数値で来ます。その先、平成23年ぐらいになるとどんと下がるのです。そういう状況まで我慢ができるかどうかということが大きな問題点だと思います。

それで、下水道が、この議会の中で議論できるようになったのは、私が町長になってからです。それはオフレコはありませんと。苦しいことだとか、そういうことについては住民の代表者に全部ご説明するのが私の責任だというふうに思っておりますから、質問があればお答えをしているわけでありまして。そういうことで、決定的にこれがというものが無いのが苦しい。ただ、財政的には横ばいではあります、多少右肩が上がりそうだというような状況にはなっています。そういう状況というのは、住民、それから企業のある程度の努力で利益を出していただいた結果の納税だというふうに思っています。徴収率もかなり高い。滞納繰り越しを除けば埼玉県で10番ぐらいに入るような徴収率になっています。それも皆さんのご理解と職員の協力のたまものだというふうに思っています。それをこれからも続けながら、職員の数もふやすわけにはいかない。議員にもご理解いただくように10人という少数で頑張ってくださいということでもあります。その辺は、その後の問題もありますけれども、助役を置かなかった。そのことについても関口議員、多少お考えが、私たちの考えと違っておりますので、ご説明申し上げますが、そういうような状況を踏まえて、スリム化をしていくというふうに考えております。ただ、スリム化だけが住民サービスにつながるということではない、それだけは私たちもはっきりわかっております。

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 役場の組織については、これは議場外でまたお話ししますので、1点、今の財政問題で再々質問だけさせていただきます。

さっき町長が言ったように、加入率だとかなんとかという話が出たので、一番大事なところなので、これは皆さんに発表しておいた方がいいと思いますので、させてもらいます。加入率について70%という数字は、聞けばすぐく……

○議長（大島瑠美子君） 1番、関口議員。

○1番（関口雅敬君） はい。

○議長（大島瑠美子君） 関口議員の一般質問は持ち時間を経過いたしましたので、4番目の答弁だけ町長にお願いするということで、よろしくお願いたします。

○1番（関口雅敬君） はい。では、結構です。

○議長（大島瑠美子君） 町長、4番目の答弁だけお願いたします。

○町長（大澤芳夫君） 役場の組織のあり方についてのご質問ですが、効率的で使いやすく、親しみの持てる役場とするためには、総合案内所が必要ではないか、私もそれを考えたことがあります。しかし、8,000人という非常に小さな町で、今課を統合いたしました。そういう中で、例えば地域整備観光課というのがありますが、ちょっとわかりづらいなというふうに思います。でも、役場の職員に時々聞きます。出納のところへ大体聞きに来る。出納と町民福祉課のところへ行くと、四つですから、およそ見当がつくようになったという、かえってよかったのではないですかという、よくなるためにやったわけでございますから、やりました。

それと、参事職を助役のかわりというようなお話がありますが、全く違まして、助役は置かないという条例をつくりました。その中で組織をスリム化し、合理化し、効率化して縦割りを排除するために参事職というのを置きました。去年は1年間兼務をお願いしました。ことしの5月の初めに創造センターの副所長から私に質問がありました。今でも参事は課長を兼務されていますかと言うから、いや、ことしの4月1日から兼務を解きましたと。その課の中の総合的な指導、それから対外的な問題も含めて、それは助役のかわり、町長のかわりということにもなりますが、そういうところにどんどん職員が出ていけと。そして、大勢の人と接触をする機会をつくれ。それが将来の、今でも幹部ですけれども、そういう人たちの仕事だよ。町長一人ではとても間に合わないのだから、そのときには皆さんに出ていってもらって、町の代表者として話を聞き、発言をなささいという話をし、それで檀原さんという副所長ですが、一緒に食事をしました。そのときに、これは発想として、私たちは非常にユニークだと思っていますと。これが多くの自治体に波及するのではないかという期待を込めておりますと。いわゆる兼職を解いた、そして総合的な縦割り排除のための参事職の仕事というのは非常に重いと。そういうことと、それから対外的なことも含めた、いわゆる特命ですよ、そういう事項もやるということについては、まことに結構な話だということでありました。

私は、お褒めをいただけるのではなくて、おしかりをいただくものだと思って集まったら、大筋で、ユニークという言葉は、私は余り好きではありませんが、そういうことをよくお考えになりましたねということをお言われたのです。それで、これをうまく生かしてもらおうと、小さな自治体の今後のあり方に大きなインパクトを与えるのではないのでしょうかというお話を伺いまして、その中でのやるべきこと、やらざるべきことについてのご指導をいただきました。そういう中で、私たちは、ある意味で勇気を持って、この制度は間違っていなかったと。それをもう少ししっかり住民の方にご理解をいただき、いろいろな面で参事と住民の方の接触の数をふやしていけば、ご理解いただけるのではないかというふうに意を強くしたところであります。

○議長（大島瑠美子君） 次に、2番、村田正弘君の質問を許します。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 質問させていただきます。

私は二つですが、まず1番目として、町税について。町の税金については、皆さんが非常に関心を持っておられると思います。町の歳入の約30%を占める町税については、平成19年度で前年度比1億1,300万円の増となっていますと、これは予算書から見分けることができます。それから、歳入が確保されないと

事業が計画どおりに執行できませんということはわかり切ったことだと思いますけれども、皆それはご理解をいただいていると思います。

そこで、平成18年度の各税目の収納状況と滞納繰り越し額の状況をお伺いします。非常に簡単な質問です。

それから、(2)として、平成18年度に固定資産税の見直しを実施した結果、多くの町民から不平不満がありましたかと。これは、このとおりでありまして、平成19年度はどんな状況でしたかということで、また新しくそういう課税をされたのかどうか。それから、土地、家屋、償還資産等の課税額の増減状況をお伺いしますということで、数字的なことを税務課長にお伺いします。

それから、2番目、行政改革についてということでございますが、行政改革実施計画に基づいて日々努力をされておられると思われませんが、現在までの進捗状況と行政改革推進委員会に報告をするということになっていたわけですが、そしてその委員会からの反応はどうか、お伺いをいたします。これは私が毎回ずっとやってきたことでございます。3回やってきて、今回で4回目になりますけれども、このことについて総務課長にお答えをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

町税についてのご質問の(1)及び(2)につきましては、順次お答えします。初めに、(1)についてですが、厳しい財政運営の中、自主財源であります町税の確保は重要な課題でございます。今後の徴収対策として、滞納発生から早い時期での滞納者との接触の機会を図るとともに、納税の誠意のない滞納者に対しましては、速やかに滞納処分を行うとともに、地方税法第48条による直接徴収等の活用を図り、それぞれの実情を考慮した適切な対応をとることが重要でございますので、今後も法令に基づき適切に処理を進めていくことで町税の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、平成18年度の各税目の収納状況と滞納繰り越し額の状況をご説明いたします。なお、単位は万単位の四捨五入でご報告します。また、決算審査等を受ける前の数値ですので、決算数値と異なる場合がございますことをご承知ください。

初めに、町民税個人でございますが、調定済額2億8,011万円に対しまして収入済額2億7,575万円で、徴収率98.44%となっております。徴収率を平成18年度と比較しますと0.4%の減でございます。次に、町民税の法人でございますが、調定済額6,146万円に対しまして収入済額6,081万円で、徴収率98.93%となっております。徴収率を平成18年度と比較しますと0.25%の減でございます。次に、固定資産税でございますが、調定済額4億8,793万円に対しまして収入済額4億7,263万円で、徴収率96.86%となっております。徴収率を平成18年度と比較しますと0.41%の増でございます。次に、軽自動車税でございますが、調定済額1,554万円に対しまして収入済額1,517万円で、徴収率97.64%となっております。徴収率を平成18年度と比較しますと0.47%の増でございます。町税全体では調定済額8億8,736万円に対しまして収入済額8億6,668万円で、徴収率97.67%となっております。徴収率を平成18年度と比較しますと0.1%の増でございます。なお、滞納繰り越し額は2,068万円でございます。

次に、(2)のご質問についてお答えします。平成19年度は、評価替えの第2年度に当たりますことから、比較的問い合わせ等が昨年等に比べ少なくなりましたが、窓口において説明を要したものが14件で、そのうち異議申し立てが1件ございました。次に、土地について、当初調定額でございますが、課税額162億4,396万円で、前年度当初調定額より6億3,862万円の減額となり、税額においては894万円の減収となっ

ております。減収の要因ですが、負担水準に追いついた土地が減額されたことや、雑種地等から畑に変換されたものが主な要因と考えられております。次に、家屋ですが、課税額145億5,540万円で、前年度課税額より8億6,624万円の増額となっております。税額においては1,290万円の増収となっております。増収の主な要因は、病院の建物や店舗等比較的単価の高い建物の住宅が建設されたことによるものでございます。続きまして、償還資産ですが、課税額52億9,020万円で、前年度の課税額に対しまして8,202万円の減額となり、税額においては115万円の減収でございます。減収の要因は、主に減価償却によるものでございます。固定資産税全体の課税額では360億8,750万円で、昨年と比較しますと課税額で1億4,560万円の増額となっております。税額では281万円の増収となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 再質問をさせていただきます。

これは6月の広報で配ってきた、費目の財政事情を公表しますというところに、歳入のところに町税は8億7,123万4,000円と書いてあるのですが、これは上方が予算で、予算より多く金が入りましたよということを書いていまして、一生懸命努力した結果かなという評価はできるのですが、今聞いた数字だと、ちょっと違っているようなのですけれども、この辺はどういうわけなのですか。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

私の方でさっき出した数字といたしましては、調定額ということで、調定額の最終額ということでの数字を出したわけなので、その辺でちょっと広報のと違うと思いますけれども、それと直近の5月31日現在で押さえてある数字を出しております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 広報紙に掲載されております歳入の状況につきましては、これにつきましては平成19年3月31日までの時点で押さえた数字を掲載しておりますので、先ほど税務課長の方で申し上げたのは5月31日までの額だと思いますので、その辺で誤差が生じているものと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ここで滞納繰り越し額が2,068万円ですよというお話が出てきました。この2,068万円については、前年よりちょっとふえたのかなというふうに思いますが、これはいずれこのまあいってしまると、不納欠損処理ということに陥るわけですが、そこに陥らない手だてはちゃんとやってあって、どのくらい大丈夫で、どのくらいだめになるのか、見込みでも結構ですから、お知らせください。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 金額的には、これから大口滞納者について県との協議等がございますので、はっきりとした数字は言えないのですけれども、なるべく不納欠損にならないようにはしておりますが、中には財産資力のない者等がありますので、このまま数字的に放置しても、ただ収入ができない、お金を放置することになりますので、その辺については処分停止等を行っているところでございます。ただ、今現在のところ、処分停止の件数の数値の持ち合わせがございませんので、はっきりとした数字は、また後日お話しさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君）（2）のところにいきますけれども、前年よりは少なかったということなのですが、14件あって1件は不服の審査というか、そこまでいったということをお聞きしましたが、前年も非常にいろいろな苦情が出てきて大変だった。ことしもそういうことで、私のところに直接言ってきた町民の方もいました。ですから、お聞きしたわけですが、土地については、数字の上では894万円下がったという、トータルですから、下がったということをおっしゃっているわけですが、比較で、少なくなった人と多くなった人の件数がわかったら、ちょっとおっしゃってください。

それから、家屋については、新しい家がふえてきて課税がふえる、年度になってきてふえたのかなと思いますけれども、これはふえているので、いいと思います。そのことだけちょっとおっしゃってください。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 宅地、雑種地等から地目変換を行って、畑等になったものについては53件で、2万3,193平米で、税額については377万7,743円でございます。また、逆に畑等から宅地等に地目変換を行ったものが11件ありまして、税額では、これは49万7,911円。それと細かくなるのですが、山林から宅地になったものとか、これについては件数は2件なのですが、税額においては5万853円。また、中には雑種地だったところから宅地になったものについてが17件ございまして、税額では92万4,744円。あとは、畑から山林とか、金額的には少ないもので、あと公衆用道路から雑種地に地目変換されたもの等がありまして、このようなものが実際のところ金額的には5万6,555円なのですが、そういうものが差し引きされまして、全体では、減収的には、このようになっております。あと残りについては、先ほどお話ししましたが、負担水準で宅地については80%、雑種地等には60%もしくは70%で追いついてしまうと、減額されている制度がありまして、その関係で、お金が落ちている関係の方が五、六百万円あるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 去年、地目の見直しをしました。そのテーマは、一般の町民の人たちは、税を重くするためにというふうにお考え、農業委員会の人は、特にそういうふうにお考えのようですが、私たちとすると、適正課税というのが大原則だということに考えて、このことに踏み切ったわけでございます。それは今課税の対象物が農地から雑種地になって税率が高くなったというご不満がいっぱいありました。それとは逆に一般の人もそういうところを見ていて、車の駐車場にしているのに農地として取り扱っているのかという意見が私のところにいっぱい来たのです。そういうことが何年も続いてきましたから、やっぱり適正課税で、私たちは税金の金額がふえれば、それはありがたい話ですが、それを前提としてやったわけではないのです。適正な課税をして、それで農地はまた農地に戻してもらったら、即刻翌年から農地としての課税とするとということが大前提で、この見直しをしたわけでありまして、一部では、そういうふうな税金を余計取るためにというおしかりもいただきました。しかし、そうではないのですよという説明を申し上げて、今のような減額も当然あり得るわけで、地目がまた農地として生かして使えれば、それは当然農地としての課税となりますので、減額になっても、これは適正な税率の確保ということから考えると、私たちは残念だなと思いますけれども、少なくなったことについては、ご批判は甘んじて受けさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 先ほど家屋の方をちょっと言い忘れまして、今お話しさせていただきます。新築家屋が66棟ございまして、税額では出していないのですけれども、評価額として8億8,000万3,863円の評価を得ております。そういう関係で、家屋については病院とか、先ほどお話ししましたが、店舗だとか、1平米当たりの単価が高いものができたので、家屋については大分税収の方が上がっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 3回は超えましたけれども、時間はまだたっぷりあります。それは冗談といたしましても、ここで平成18年度に相当ふえたということで苦情があったのだけれども、やっていったら、平成19年になったら約1,000万ですか、894万円減りましたという話が出てきて、これがちょっと理解できないのですけれども、こういうことが、もっと町民の人にわかるようによく説明していただきたいと思います。

それから、土地の件なのですけれども、畑を雑種地にみなされました。畑に戻しました。1月1日現在で見てもらいました。だけれども、前年と同じですというふうな方もおるわけですね。それは戻したぐあい畑として見るか見ないかという見解の相違みたいなものになっているのだと思いますけれども、この辺の見解が、所有者の理解を非常に得にくいところだと思いますけれども、特に秩父地方は、掘ってみれば石がうんと出てくるような土地なのですけれども、この辺の見方というか、これは見る人によって違うというのではなくて、何かこういう基準で見ますよという見方があるのですしたら言ってもらいたい。なかったら、きちっと同じレベルで評価ができるような方法を用いて、皆さんに理解を得られるようにしていただきたいというふうに思います。このことはいかがでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 農地としての評価なのですけれども、まず農地法の農地であることはもちろんのこと、要するに肥培管理をちゃんとしているかどうかということが、まず前提になってくると思います。また、先ほどから農地のことの境目の評価のことを言われるのですけれども、まず農地として作物していただけるような畑であれば、当然それは農地でございます。例外といたしまして、一部休耕というのが、よく休耕地ということで問題になるのですけれども、一時休耕地と不耕作地というのは、ちょっと違まして、一時休耕は、現在耕作されていなくても耕作しようとするればいつでもできるということになっております。原則としては肥培管理をしていただいて、ちゃんと普通の作物が、耕せるような状態であれば、それは農地としてなると思います。これは結局うちの方もそうなのですけれども、相続税とか、そういうところとも関連してきますので、ほとんどの見解はそうなっていると思います。

ただし、さっきも言いましたけれども、当然5年も10年もほったらかしにしておけば農地としての評価はしなくなります。また、逆の面で、問い合わせで、この件と話は違うのですけれども、今宅地とか雑種地とか、都会の人とかが逆にお買いになって、畑にして耕作しているところで、異議申し立てが先ほど1件あると言いましたけれども、これは逆のケースで、宅地の中に家庭菜園的なものをつくって、要するに畑として何で認定できないのかということで異議申し立てされております。そういうことなので、農地法で農地というのは保全されているわけですから、できましたら、農地として作物や、そういうものが耕せるような状態の畑で維持していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） この論は、いつまでやっても結論は出ないように判断できるのですけれども、や

はりちゃんというか、畑に戻したのだけれども、町で畑として見てくれません、雑種地ですと。こういう話があって、その人は、とりあえず役場がそう言うならというようなことで、了解をしているような感じなのですが、本人は本当に納得しているのかというと納得しているようではありません。ですから、ここまでに修復されたら農地なのですよ、これだと雑種地なのですよというのが非常に難しいと思いますけれども、わかりやすい目安はないでしょうか、これをひとつよくお考えをお願いしたいと思います。ずっとやっても、これは同じですから、答えは出ませんから、お願いをしておきます。

それで、次の2番目にいってください、行政改革について。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、行政改革についてのご質問にお答えいたします。

行政改革実施計画の進捗状況についてでございますが、前回の2月1日以降の主な動きにつきまして報告させていただきます。まず、人件費でございますが、町長等の給料の減額では、既に給料の特例減額を実施しているところでございますが、本年度はさらに町長が30%から40%、教育長が11%から15%の減額をいたしました。助役、収入役の廃止の検討につきましては、本年3月議会で副町長を置かない条例が制定されましたが、埼玉県内の70市町村の状況は、平成19年4月1日現在で本町を含め2団体が制定しております。収入役を会計管理者、一般職に制度改正されたことに伴い、関係条例を整備し、会計管理者を置いているところは県内の市町村のうち本町を含め61団体となっております。

次に、職員の管理職手当の減額につきましては、平成19年度におきましても前年度と同様に20%の減額となっております。

次に、町議会議員の定数の見直しにつきましては、本年4月に執行されました議会議員の一般選挙から議員定数が14名から10名となり、県内の市町村の中で最も少ない定数となっております。

次に、未利用財産の処分につきましては、岩田地内と長瀬地内の普通財産を売却いたしました。

次に、広報紙への有料広告掲載につきましては、広報紙広告掲載取扱要綱を制定いたしました。今後広告募集を広報紙やホームページ等に掲載し、収入の確保に努めてまいります。

行政改革実施計画は75項目で構成されておりますが、2月の調査に比べ5月の調査では実施済みが4項目の増で50.7%、着手が2項目の減で46.7%、未実施が2項目の減で2.6%となっております。実施計画の計画期間は平成22年度までですが、着手、未実施の項目につきましては、できるだけ早い時期に実施し、実質的な効果が出せるよう機会あるごとに各課長等に伝えているところでございます。

また、行政改革推進委員会には、いつ報告したのか。また、反応はどうであったかのご質問でございますが、6月7日に委員会を開催し、行政改革実施計画策定後の進捗状況について報告させていただきました。委員の皆さんからは、先進事例をインターネットで調査中という項目が幾つかあるが、情報収集した結果、実施が見込めるか。見込めるとしたら、今後どのように展開していくのかを早目に示した方がよい。住民との協働事業の検討という項目が未実施になっている。職員の人数が年々減っていき、外部委託も減らす方向で進められている。こうした状況をどのように補っていくのか。事業を進めていくときには住民に十分説明し、協力していただけるよう理解を求めたらどうか。全体的には実施計画策定後約1年の間に75の項目中実施済みが50.7%、着手が46.7%で、合わせて97.4%の進捗率は評価できるなど貴重なご意見、ご提言をいただきましたので、今後のまちづくりや行政改革推進の参考にさせていただきたいと考えております。

なお、この計画の進行管理につきましては、町民に対する説明責任を果たす観点や、社会情勢の変化等

に柔軟に対応するため、毎年度成果の検証と見直しを実施し、その結果を広報等により公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 再質問をさせていただきます。

今言われたことは、この2月1日のときの時点とそんな変わっていないと。それで、その中に3番の項目で、住民活動と町の事業の連携の推進、こういうのがあるのですけれども、これは町民との協働事業の検討、各課ということになっているのですが、これは2月の時点では未実施で、今も聞くところによると、余り進んでいないようなのですけれども、こういうやつをどうやったら進められるのか、よくお考えをいただいて、今状況はどうなっているか、教えてください。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 行政改革実施計画の中の3番の住民活動と町の事業の連携の推進というところの進捗状況ということで、よろしいでしょうか。これについては、例えば花いっぱい運動の推進というようなことで、これにつきましては着手しているところでございます。花いっぱい事業でシルバー人材センターに委託している公共施設等へのプランター配付を実施しているとか、やっているところでございます。それから、中央公民館の植木剪定と除草というようなことで、これについては既に実施済みでございます。それから、総合グラウンドの塚越グラウンドの除草などにつきましては、これは教育委員会の方でございしますが、職員が定期的に除草を実施しているほか、利用団体でも不定期に実施をいただいているというようなところでございます。

それから、郷土資料館における民間活力の導入による活性化ということで、これも教育委員会の方で既に実施済みでありまして、民間団体である勝地の会、ゆきやなぎの会、機織りの会、花と緑を守る会等の皆さんにより郷土資料館、旧新井家住宅等の活性化につながる事業を実施していただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 私が言ったのは、その下を書いてある、未実施と書いてあるやつの住民との協働事業の検討、各課と書いてあって、住民に協力いただける業務について調査、研究を進めるということで書いてあるやつなのです。そのことについて聞いたので、その前のことは聞かないのです。それに答えてください。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） その件につきましては、先ほどの説明で、行政改革推進委員会の方からもご意見をいただいているところでございます。この状況をどのように補っていくのかということと、事業をどのように進めていくのかということで、住民に十分説明し、協力をしていただけるような理解を求めたらどうかというようなご意見もいただいておりますので、行政改革の関係につきましては、役場の中にも推進本部というのがございますので、その辺でいろいろ意見を交換して進めていきたいと考えております。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 村田議員さんご質問の住民との協働事業の検討ということで、各課で実施計画におきましては、検討するという事になっている点でございますが、これにつきましては、行政改革推進本

部等で各課の課長、参事等が集まって、この行政改革の進捗状況等についてもいろいろと協議をしておりますが、これについては、今役場の方で個々に実施しているいろいろな事業について、住民の方にもう既にご協力いただいているというようなことはボランティア等も含めてあるのですが、新たな事業として、最初の始めるときから住民との協働、理解を得て実施できるようなことがあるかというようなとらえ方をいたしましたので、そういう点で、まだ具体的な事業等が上がってきていないということでございます。これにつきましても、これからは本当に財政も大変になってきている中で、住民の協力を得ないと町民のためのいろいろな事業が実施できませんので、具体的な事業ができるものがあるかどうか、今各課、課長を含めて検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） では、今行政改革推進委員会に答えをしまして、それなりの評価をいただきましたというようなことですが、町長は、このことについて、よくできたと思っているのですか、それとも30点だと思っているのですか、教えてください。

○議長（大島瑠美子君） 質問の回数が3回をもう超えておりますので、1回、町長の答弁だけで終わりにしてください。

町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

いろいろなご意見があって、その中で職員も日常の仕事をクリアしながら、そういうこともやっていくという、二またをかけているという言葉が適切かどうかわかりませんが、しっかりやっていただくことをお願いに、こういう計画を立てたわけでございまして、このことにつきましては、私は、まだ道半ばというふうに考えています。ですから、このことができ上がって初めて何ぼということではなくて、これをもう一步踏み越えていくような状況の発展がなければ、まちおこしの大きな成果は上がらないだろうというふうに考えています。ですから、点数をつけることは、ちょっと控えさせてもらいますが、合格点すれすれというようなところで推移しているのではないかな。しかし、高いところに臨むには悪いことではないと思っていまして、職員各位、それから大勢の方にお願ひ申し上げたり、督励しているところでございます。よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大島瑠美子君） 次に、7番、大澤タキ江君の質問を許します。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、旧白鳥荘及び旧西武長瀬ホテルについて町民福祉課長にお伺いいたします。旧白鳥荘及び旧西武長瀬ホテルの所有者がかわり、どちらも特別養護老人ホームになるとの話がしきりに取りざたされています。もしこれが本当であるならば、現在置かれている財政状況からして大変ゆゆしき問題と考えます。

そこで、この件に関して町では現在どのような確実な情報を得ているのか、お伺いいたします。これは課長にお伺いしたいと思っておりますけれども、でき得れば町長の方からご回答いただけるとありがたいと思っております。

続きまして、庁舎内の空き室について総務課長にお伺いいたします。現在庁舎内に空室があることは、町民の知るところです。このままにしておかず有効に活用するべきではないかとの声が大分上がってきております。今後空き室のどのように活用する予定でいるのか、お伺いします。これにつきましても、質問によっては教育次長さんにちょっとお願いする部分が出てくるかもしれません。

続きまして、公衆トイレの整備についてです。地域整備観光課長をお願いいたします。埼玉県を代表する観光地である当町は、必要に迫られる中で、ここ数年観光トイレを次々と建設し、今年度も岩畳観光公衆トイレの建設費を予算化しております。その一方で、町民が本当に必要とする地元の人たちの憩う場所の公衆トイレは、旧来型のものを使用しているため、大変不衛生であるとの声も聞こえています。

そこで、今後の公衆トイレの整備計画についてお伺いいたします。

以上3点でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

旧白鳥荘及び旧西武長瀬ホテルの所有者がかわり、今後の計画についてどのような情報を得ているかのご質問でございますが、旧白鳥荘につきましては、過日埼玉県において入札が行われ、秩父市にありま社会福祉法人秩父正峰会が落札されたと伺っております。秩父正峰会では、小規模多機能型施設等を運営したいとのことではございますが、この小規模多機能型施設は、利用者が住みなれた地域で生活が継続できるように心身の状況、希望、環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせ提供する施設ですが、その後の詳細な計画については、今のところ伺ってはおりません。

また、旧西武長瀬ホテルは、皆野町にあります秩父温泉株式会社満願の湯が西武さんから買い受け、熊谷市のホテルヘリテイジが運営を行う予定で、業務内容は、旧西武長瀬ホテルが行っていたものと同様内容であると伺っております。また、7月14日土曜日にオープンの予定だということではございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 少子高齢化、日本全国どこでもそうですけれども、ご多分に漏れず長瀬町も少子高齢化が非常に進んでおります。このところお亡くなりになる方が大分多いので、私も非常に気になりまして、広報を調べてみました。2月号から6月号まで50の方が亡くなっている。その中で出生された方が11名しかいない。こういった中で、今後長瀬町の運営に関して、こんなことでやっていけるのかしらと非常に危惧しているところでございます。そういった中で、老人ホームがふえれば人口がふえるから、これもいいことかなと思っておりますけれども、例えば特養ホームあたりができますと、町の持ち出しも非常に多くなるのではないかなと危惧しているところでございます。

そういった中で、旧西武長瀬ホテルに関しましては、軌道修正をされたということで、実はあちらの会長さんにお話を伺いましたところ、特養ホームをしたいというような意向であったようでございますけれども、いろいろな状況を勘案する中で、やはり今の現状のまま使うのがよいのではないかとということで、今までどおりのことをやるということで、ヘリテイジさんにお貸しするということですか、そういうことで、お話を伺いました。反対側の旧花工場につきましては、今後どういうことになるか、この辺につきまして町の方でどの程度把握しているのかわかりませんが、こういうものが、もしでき得ることであれば定住型の建物でもつくってもらって、売っていただければ、また人口をふやす一番のよい手だてになるのではないかと思います。そういった中で、私がこの一般質問を出したときには、まだそういうような状況が全く把握されておりませんでしたので、私も出したわけですが、その後そういうことがわかってまいりました。

そこで、旧西武長瀬ホテルに関しましては、これでよかったかなと思っております。しかし、旧白鳥荘の件に関しましては、まだはっきりした方向性が出ていないというような状況のようでございまして、先日地元説明会を行いたいということで、回覧が我が家にも回ってまいりました。23日に説明会を開きますよというお話が来ておりますけれども、今までと違いまして、県の方でやっているときには、住民の意向というものもしっかり聞いていただけたと思っておりますけれども、今回民間でやられるということになりますと、どの程度意向を酌んでいただけるのかなという不安が非常にございます。そういった中で、23日に行きましたときに、いろいろな情報を収集する中で質問できればいいなと思っております。

そこで、今の状況ですと、特養をやりたいというようなお話を伺っているわけですが、有料老人ホームになったときには、町の方がどの程度……どの程度という数値はわからないかもしれませんが、多分特養老人ホームよりも有料老人ホームになったときの方がお金は上がってくるのではないかなという思いをしております。そこで、本当に風光明媚ないいところですので、例えば有料老人ホームあたりを持ってきていただいたときに町の方はどのくらい潤うのかなという試算ができましたらば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 有料老人ホームを町内に建設したときのメリットかと思っておりますけれども、有料老人ホームにもいろいろありまして、大きい施設だったり、小さい施設だったりあります。想定できるのは介護つきの有料老人ホームになるかと思うのですが、メリットといたしましては、民間の方がつくった場合に固定資産税が入ってくる、社会福祉法人ですと税金の方は入ってこないかと思っております。それから、有料老人ホームといいますと、一般的な考え方で、高額所得者の方が入られる、入所一時金なども高額になりますでしょうし、利用料金なども月々高額になると思っております。そういうことでしますと、高所得者であるということで、住民税などが増加してくるのではないかと考えられます。

それで、長瀬町の介護保険の計画の中では、有料老人ホームは想定しておりませんので、もし今後そういうふうな相談等をされた場合には、長瀬町の場合は、どちらかというとデメリットもかなり出てきますから、介護保険料の引き上げにも、結局町内でやりますと、使っていく方も中には出ていくということや、有料老人ホームに入りながら、町内のサービスを使うということにもなっておりますので、ひいては保険料の増加にもつながってくると思っておりますので、どちらかというと、うちの方としては賛成しかねると考えております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） そうしますと、いずれにしてもデメリットの方が多いということですかね。そうなりますと、特養老人ホームの場合、多分秩父郡市内で決まったベッド数があると思うのです。そういった中で、例えば正峰会が申請をした場合にどうなのでしょう、開設可能なのでしょうか。この部分に関しまして、最終的には町の長である町長さんの判こが必要になってくると思うのですけれども、どうなのでしょう。町長さん、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

特養の水準については、長瀬町は充足しているというふうに理解をしております。それで、正峰会もごあいさつにお見えになったとき、意見書を書けと言われれば反対の意見書を書きますと、はっきりノーですということは申し上げました。これは満願の湯ですね、私は八潮が買ったのではないかなと思っていましたが、この方たちも八潮の社長と満願の湯の社長とお見えになりました。そのときに、このことについては、今と同じようなお答えをはっきり申し上げました。状況が変わるとかなんとかということがあったらどうしますかというお話もありました。想定のことについての答弁はできない。それが決まったときに考える。しかし、基本的なことは、今申し上げたとおりですという話は申し上げて、その後ついこの間、7月14日からヘリテージがそれを運用するというお話をいただいて、よかったというふうに思っております。

正峰会の方は、特養しかやったことがないので、ほかのことについて、それを否定されてしまうと困ったという話だから、それはそちらの問題で、私たちは基本的な考えについては変わりませんと。23日に地元の説明会をやりますと言うから、それは皆さんのご自由ですと。だから、基本的に考え方を換えるというようなことは全くありませんというようなこと、いろいろな条件を出してきました。しかし、それは、それが具体的に変わったときに住民の皆さん、まして地域の皆さんに相談をして決めることだと。基本的なことについては、考え方は変わりませんというお話を申し上げて、西武は、そういうふうに動く、西武といいますが、満願の湯はですね。正峰会は3年間持たなくてはだから、それを3年間は、いわゆる転売の不許可という条件が付与されているということだそうでありますから、それもそちらの問題だと、私たちには関係ないというお話をしました。そうしましたら、困ったという話ですから、最初から言っているではないかと。その話は、はっきり申し上げますという話を入札の前に声がかかったのです。長生館と両方から声がかかりました。そのときにはっきりと申し上げてあるから、基本的なスタンスは全く変わらないという話をしております。

旧白鳥荘については、皆さんご存じのようにホンダの進出があったときに、例えばホンダの研修施設なり、独身寮なり、そういうものをつくっていただきたいというお話を申し上げにホンダの狭山工場までお伺いしましたが、ホンダの方は基本的に今寄居を見つけているようでありまして、一つ破談になったという話はおととい津久井町長からお伺いしました。それからどこに行くのかということについては、ちょっとわかりませんが、きのう助役といろいろな話をしましたら、ちょっと長瀬では遠いのではないのでしょうか、独身寮の場合ですね、そういうようなお話をいただきました。その辺も含めて、旧白鳥荘については、これからの大きな課題だというふうに考えて、地域の人たちが、説明会のときにどういうお考えを正峰会に申すかということも、一つの大きなポイントになるだろうというふうに考えております。町の姿勢としては、先ほど申し上げたとおりであります。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 先ほど申請されたときに建設可能かどうかということで、今全体的な部分では町長の方から答えていただきましたけれども、今埼玉県内全域で何床という制約がございます。計画数がございます、秩父地域では688のベッド数ということで、圏域ごとにベッド数が決められております。既に秩父地域では、それが達成されておまして、秩父地域でつくるというのは、今の段階ですと難しいということがございます。これは計画は県も町もそうなのですけれども、3年ごとにそれぞれの実情に応じて見直していくということになりますので、例えば圏域が外れてとか、そういうふうになりました場合は、また違ってくると思いますけれども、今現在では無理だということがございます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 多分県の方から正峰会の方におろすときにいろいろな制約がされていると思うのです。そういった中で、きっと正峰会も特養ホームが開設可能だということを考え、後ろに県がついているというような、そういう中で可能だということで、買われたのだと思います。そういった中で、ただいまの課長のご説明ですと、3年間は今のままでということになってまいりますね。町の方でも許可はしないよということになりますと、この空白の3年間になってしまいます。それを正峰会がどう維持していくか、これが非常に問題だと思うのです。地元民といたしましても、今現在草がぼうぼう生えておまして、宝来島に行く道も非常に雑草が生い茂っている状況の中で、宝来島に渡るのにちょっと怖いような状況の中でおります。そういった中で、果たして民間が3年間しっかりと維持をしてくれるのかなという不安が非常に住民にはあるわけです。そういう中で、何とか町としても正峰会に手を差し伸べられる手だてはないものかなという思いがしております。

そういった中で、この3年間をどのように持っていったらよいのかという、この問題は私は非常に難しいと思うのです。町では許可しませんよということになると、やっぱり使えない。しかし、例えば県の方から、いやいや、特例……特例ということはないかもしれませんが、使わせていただきたいというような状況も起きてくるかもしれない。そういった中で、町の置かれている立場も非常に大変ではないかと思っております。転売はいけないということですが、貸すということ、これはどうなのでしょう。旧西武長瀬ホテルのように満願の湯が買われてヘリテイジにお貸しするという、それと同じような方法で正峰会がどこかにお貸しして、保養施設なり、何かに使うという、こういうことが可能かどうか、このところは町としては把握しておりますでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

基本的に転売というのは、県の方は考えていないというふうに思います。私たちが県と交渉した段階でも、そういうことについては最初からノーという話でした。それで、3年間持ちなさいということがあったと、それは正峰会の責任だよという話を申し上げましたら、そのことについては全力で草刈りだとか、そういうことについては、地元の人にご迷惑のかかるようなことは避けていきますという、そういう話を聞かせてもらいました。ですから、23日のときも、ぜひそのことについては確認をとっていただきたいというふうに思っています。3年間持つということは、建物をそのままにしてやらないと、経費だけかかって、あと維持費がかかるというようなことから考えると、あれを取り壊さないで3年間持ちたいということを中心に考えているようであります。ですから、その辺についても地元の人たちにご迷惑のかかるようなことだけは絶対避けるということは強く申し上げてあります。そのことについても、地元の人からの

意見もぜひお出しいただきたいと思います。

それで、処分する方法というのは、県も、町と話し合ったときに10年間持ちなさいというのが一番最初、それで1年ごとにその経過について報告をし、県の承認を得ることという話がありました。長瀬町に所有権が移転してもそれをやるのですかと言ったら、そうですということですから、多分正峰会も3年間というのは、そういう枠があるのだと思いますね。そこまでは聞きませんが、そういう状況だろうという想像のもとで私は発言をさせていただきました。

あと、どうするかということについては、それはそちらの入札をして落札した人の責任でやってくださいと。私たちは反対の意見書を書くということをはっきり申し上げましたが、それが決定的な否定の要因になるかどうかということについては、私は確たるものを持っていません。ですから、この辺が、課長ご存じだと思いますが、私が今まで不安のところはその辺なのです。観光地として一番いいところなので、近くに私の知っている議員もいて、その人たちも、もし何かあったら協力をしますよというお話もいただいていますという話は申し上げました。ただ、特養についてはだめということは終始一貫変わらないと、これは私の責任において、そういうことをずっとこれからも申し上げていくつもりでいます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） もう一度、済みません。最後の締めくくりをお願いします。

○議長（大島瑠美子君） では、その1回で進めてください。

○7番（大澤タキ江君） いずれにいたしましても、23日に地元民との話し合いがございますので、大体の線がそこで出てくるかなとは思っております。正峰会にもいいように、町にとってもよいような方向で進んでいっていただければありがたいなと思っておりますので、そのためのお力添えは、ぜひ町にもお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 次、総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、庁舎内の空室についてのご質問にお答えいたします。

町で管理している行政財産は、公民館などの公共用施設と役場庁舎などの公用施設に分けられ、役場庁舎は公民館などの不特定多数の人が出入りしたり、会議室等の借用などの業務を行っている施設と異なりまして、事務室も個室でなく、ワンフロアになっているため、貸し出しを目的とした機能を有しておりません。

ご質問の空室については、旧町長室、旧助役室などを指しているのかと思いますが、現在これらは会議室、応接室、相談室などとして利用しております。また、役場庁舎は個人情報など機密書類を保管している施設であり、同一施設内にある、これらの部屋を一定期間専用で貸し出しをするには防犯上とあわせて防火のための対策として区画ですとか、扉等を設ける必要がありますので、これらの措置を講ずることは困難な状況でございます。しかし、役場庁舎が開庁している間に一時的に貸し出しすることは可能な場合もあるかと思われまますので、要望等の状況を見ながら対応していきたいと考えております。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 町長以下助役が2階におりたのが平成15年ですから、もう4年がたったわけですね。そういった中で、平成16年の定例会で私1度提案をしていると思うのですがけれども、ギャラリーとして使ったらどうかとか、喫茶店でも入れたらどうかとか、そういうお話をした覚えがございます。そういった中で、先ほども少子高齢化というお話をいたしました。この平成16年に私が質問しましたときには、まだまだ格差という言葉が出てきませんで、ここに来て、すべてのものに対して格差が生じているという

ことが出てきております。そういった中で、今回私も選挙活動する中で、町民の皆さんからいろいろなご意見を伺いました。その中で長瀬町の子供さんが、学校が終わってから塾に大変通っているというお話を伺いました。それも家庭状況、財政状況の中で、通えない子供たちもたくさんいるのですよというお話で、その中でまた長瀬町には塾がなくて、よそのまちの塾に親御さん、お年寄りか送迎している。そういった中で、子供間の格差というもの非常に生じているのですというお話をいただきました。

これを解消するために退職をされた先生方、小中学校の。そういう方たちに、ぜひボランティアでもしていただいて、現在空き室になっている旧助役室ですとか、旧町長室を使って勉強を見ていただけないでしょうかというお話をいただいたのです。これですと、先ほど総務課長さんからご回答いただきました、役場が開庁している時間、これに私は当てはまるのではないかと思います。先ほどもお話ししましたが、子ども、少子高齢化が非常に進んでいる中で、子供さんの数が少ない。この子供さんたちを今後どのようにふやすというのですかね、それこそ増加していく手だて、それを考えていったらよいのかということを考えてときに、長瀬町は役場庁舎の中で、退職された先生方がボランティアで子供さんのお勉強を見てくれているのですよというようなものが、他市町村に広まっていったときに、長瀬町は教育に非常に熱心だということで、これが広まって行って、長瀬町に定住してくださる人たちがふえてくるのではないかなというように思いがいたしまして、若いお母さんでしたけれども、確かそうですねというお話で、そういう話を議会の中でさせていただきますよということで帰ってまいりました。

そこで、今回そういう質問をさせていただいたわけですが、それとあわせて、これも私以前提案したことがありますけれども、今回も議員が10名になったということで、空きスペースが非常にできてまいりました。この議場も年間数回しか使わない。そういう中で、ここをコンサート会場に使ったらどうかなという思いがしております。そうしましたら、先日、千葉県の市川市で、オペラ歌手が議場で歌を歌ったら、非常に音響もよいし、何百人とか入れて、すごくよかったというニュースをお聞きしました。長瀬も文化的なものが非常に少なくなっております。そういった中で、そういうことができたならば非常にいいのではないかと考えております。ですので、どちらも教育の方の部分につながっていくかなという思いがいたしまして、先ほど質問する中で教育次長さんのお考えがお伺いできたらなと思ひまして、質問させていただいたわけですが、この件に関しまして、実現が全く不可能か、何とかそのような方向でやっていけるかどうか、そのようなご回答がいただけたらありがたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 役場庁舎の会議室を塾のかわりになるような施設に使えるかどうかということだと思っておりますけれども、あくまでも役場の庁舎でございまして、現在あいていると言われている旧町長室、旧助役室につきましては、通常執務をしている前にある部屋でございまして、果たしてそういうものが妥当なのかどうか、疑問もあるような気もいたします。

それから、議場につきましては、よく一般的に市町村合併などをすると、本来の目的を達成して、合併として庁舎として使わないような場合には合併による財政支援を受けて施設改修を行って、有効利用しているというようなことはございます。あと、この町の場合ですと、そういうことはないわけですが、議場の一般への貸し出しというか、そういうものにつきましては、議会のできるのであれば可能なのではないかと考えますが、多額の改修費等が必要な場合ですと難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、大澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、役場庁舎のあいているスペースを使っただけの、元教員等を使っての子供たちの学習補助ですか、そういった場所に提供したらどうかというお話ですが、教育委員会の方で学習の補助を、いわゆる塾にかわるようなことをするという考えは、まずもとからございません。いわゆる放課後児童の学童につながるような、そういった事業は福祉の方と協力し合って今後もやってまいりたいと思っておりますけれども、ちょっと塾的な部分では考えておりません。また、現実にはちょっとそういう風景を想像しましても、子供たちがここに来て、午後ですか、勉強するというのも、ちょっとそぐわないかなというような感じを受けています。

また、議場のコンサート開催はどうかというような意見ですが、そこそこの庁舎なり、ロビーを使っての昼休みコンサートだとか、そういうのは秩父市なんかでも伝承館あたりで、ロビーを使っての日曜コンサートだとか、気軽なのは実施しているというお話は聞いていますので、不可能ではないと思いますが、そういったアマチュアも含めまして、町内に音楽を目指す人たちの声が上がってくればと思いますか、そんな機会を設けてくれないかという機運が盛り上がりましたら、検討は不可能ではないと思います。また、私自身も音楽は大変大好きです。自分でも楽器等やっておりますので、こんな会場でできたら、それこそ昼休みの休憩の時間にも、ここで披露できたらすばらしいのかなんていうのは私自身も感じますので、そういった、やってくださる方等が何人が集まれば不可能ではないと思います。検討の余地はあるかと思っています。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 補足になります。

私は、この4階の議場については、ぜひこれを有効活用したいということを経営する前から、実際私は3階でいいのだという基本的な考えを持っていました。でも、4階は議場の関係だけということですから、もっと効率のいい使い方がないかなと議員のときから考えておまして、できればここに例えば200なり、300の小ホールができるといいなという夢を今でも持っています。それはかなわぬ夢というか、財政的な面で、今の状況を見ると、夢のまた夢という状況ではございますが、例えばさっき関口議員から質問のあった合併というようなことが具体的に起きれば、一番先にこれはできる可能性のあることだと思っています。

ただ、先ほど学校の先生を使って学習塾といいますか、役場をそういうものに使うということがいいのかなということと、私は基本的に塾の効用については、プラスの面とマイナスの面があるというふうに思っております。そういうものを庁舎を使ってやるということについては、ちょっと賛成しかねるなと思います。大勢の不特定多数の人間がここに集まって音楽を聞く、そういうようなことであれば、恐らくこれは改修工事だけで億の金がかかるとは思いますけれども、皆様のご賛同がいただければ、そういうことも、これはぜひ実施して、ここに大勢の人が夜になると集まったり、音楽を聞いたりということは、これはみんなの心が和む楽しい場所になって、庁舎を利用する人がいっぱい出てきてくれるという思いがあって、その後段のことについては大賛成でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 総務課長さん、また町長さんから財政のお話が出てまいりましたけれども、実は

この間の千葉県市川市のをしてみましたらば、お金は全くかからないのですよ。こういう間にいすを置いて、音響効果も非常によいということで、この中央で歌を歌って、周りじゅうにいすを置いてというお話をしておりました。以前、川越市でも、そういうことをやられているということで、川越市役所にお電話をしましてお聞きしたことがあります。川越市でも、そうでしたね。ですので、私は、お金はかからないと思うのです。例えばピアノでも1台購入してということになりますと、これはお金がかかりますけれども、持ち運び可能な器具、例えばハープですとか、フルートですとか、お琴ですとか、そういうようなものを演奏される方が、この中央に来て、それを周りで皆さんがお聞きする。これならば私は全くお金はかからないと思っております。

そういったことで、町長も大賛成ということですので、ぜひそのようなことを、一番手始めに教育次長さんのオカリナでも聞かせていただいたり、エレクトーンですか、そういうようなことでも企画してやっていただくと非常にありがたいなと思っております。議場というところは、きょうも大勢の皆さんが見えていますけれども、なかなか来づらい、中に入りづらいという部分がございます、町民の皆さんでも、まだ一度も入ったことがないというような方が大勢いらっしゃると思います。そういった中で、議会だけではなくて、そういったようなことで使っていただくと、開かれた行政ということで、私は非常によいのではないかと思っております。

塾の問題に関しましては、お子さんを持っていらっしゃるお母さんから、うちはとても塾にはやれないのだけれども、町の方でそういうことをやってくれないかなというようなお話をいただきましたので、今回あわせて質問させていただきました。そういうことがよいが悪いかということは、賛否両論いろいろあるかと思いますが、いずれにいたしましても町民からそういう声が上がったということだけは、ご承知おきいただきたいと思っております。

では、次お願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 大澤議員の質問にお答えします。

今後の公衆トイレの整備計画についてのご質問でございますが、当町では長瀬町公共トイレ整備計画報告書に基づき観光用公衆トイレの整備計画を平成13年4月に策定し、観光用公衆トイレの整備を順次進めておりますが、いまだに未整備な地域があります。また、既存の観光用公衆トイレの中には設備が不十分で、利用者に不快感を与えてしまう観光用公衆トイレもあり、観光地長瀬のイメージを損なうことから、観光用公衆トイレの整備が町の観光行政の推進にとって急務となっております。そのため、本年度大字長瀬字川面地内に観光用公衆トイレの新設を補助事業で計画し、観光用公衆トイレ新設の予算化を行っております。今後も財政面等を考慮しつつ、観光用公衆トイレ整備計画方針に基づき整備をしていきたいと存じます。

また、質問の公衆トイレでございますが、観光用との明確な区分はありませんが、町内7カ所に設置されております。現在地元のご協力により維持管理の全部、または一部をいただいております。その内訳は、小坂区諏訪神社境内地の公衆トイレについては管理全体を地元で、大木小路設楽様宅前の公衆トイレ、高砂弁天様境内地の公衆トイレは水道料とくみ取り料を、井戸中郷区ゲートボール場内の公衆トイレは電気料とくみ取り料を、宝登山山頂奥社境内地公衆トイレ、白鳥神社前の公衆トイレはくみ取り料を、武野上神社境内地の公衆トイレは電気料を町が支払っております。

なお、町内7カ所の公衆トイレの新設、改修、廃止については、観光用公衆トイレ整備計画に盛り込ま

れておりませんが、ご質問の趣旨を踏まえて今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今非常にびっくりした回答がございました。平成13年に策定して、それから観光トイレというものができたのだと思いますけれども、設備が不十分で、観光客から苦情が出ているというようなところがあるという、まだ5年しかたっていないわけですね、つくってから、6年ですか。その中で、もうそういうトイレが出てきているということは、これは非常に大変な問題だと私は思います。その当時、えらい高額なお金でしたね、つくるのに。その全部が補助事業ではなくて、町の方で2分の1、あるいは3分の1拠出して、それをつくっていただいたわけですから、そういった中で、そういったものが出てきているということは非常に危惧すべき問題だと思います。

また、その中で長瀨町は観光地ということで、観光トイレをここ近年あちらこちらにつくっております。しかし、観光地長瀨、以前は埼玉県唯一の観光地であったという長瀨町ですけれども、今は違ってきているのです。県でも川越市あたりに非常に力を入れていて、以前も申しましたけれども、現在でも500万人も川越には来ている。行く行くは1,000万人の観光客を受け入れたい。また、外人さんも受け入れたい。そういうような運動を川越市あたりもしております。また、先日行われましたジャパンフラワーフェスティバル、行かれた方も大勢いると思います。そういった中で、私も行きました。埼玉県内各市町村のブースが設けられておりましたけれども、長瀨町のものは非常に貧弱でした。行かれた町民の方から、どうしたの、観光地長瀨と一生懸命うたっている中で、ポスターが2枚ぐらいしか張ってない。あの状況で観光地と言えるのというようなご批判をいただきました。

そういう中で、観光トイレというものの置かれている立場、町からも非常にお金が出ているのです。観光で生活をしていない町民の皆さんにとっては、これが非常に批判的になっているというような状況でございます。私は、多分10基かなと思うのですけれども、各駅ですとか、宝登山神社の下ですとか、ロープウエーですとか、博物館、旧大正館のところ、いろいろ調べてみたら10基かなと思うのですけれども、今度またできるわけですね。今後まだまだこれから整備するということになると、観光地にトイレばっかしいっぱいできてしまって、観光で生活をしている皆さん、そういう方たちは、自分の家のトイレは全く使わせることなく、町の方におんぶにだっこしてしまう。これは余りよいあれではないかと思っております。

そういった中で、先ほど課長から小坂諏訪神社、大木小路ですか、あと高砂とか7カ所、そういうところがありますというお話が出てまいりました。この地域の皆さんから、観光トイレと私たちが日ごろ使いながら、自分たちでお掃除をしたり、手入れをしている、そういうところの格差が非常に大きいというお話をいただいております。観光地ばっかしでなくて、自分たちの方のトイレももっとしっかり整備してほしいのですよというお話をいただきました。今後そういうところに対して、多分くみ取りのところがたくさんあるのではないかと思います。そういったところを、これから地元民が使えるような場所ですね、地元民が日ごろ使っているところ、そういうところの整備というものに対しては整備計画というものはできているのでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、公衆トイレの整備計画の関係でございますけれども、公衆トイレの観光以外の整備計画というも

のは、先ほど申し上げましたけれども、ただいま策定されておりません。

それと、地域整備観光課で観光用トイレとして整備した公衆トイレを含めまして、今現在管理をしているトイレが14カ所ございます。そのうち水洗式が6カ所、くみ取り式が8カ所となっております。くみ取り式の1カ所、岩根神社付近のトイレにつきましては、観光用公衆トイレの整備計画によりまして、計画上では建設後に撤去というような計画になっております。観光用公衆トイレの整備計画によりまして、設置候補地及び撤去箇所が7カ所計画しております。その内訳でございますが、新設が4カ所、新設と撤去が3カ所、撤去のみが2カ所となっております。さきの7カ所の計画のうち既に4カ所が実施済みでございます。先ほども申し上げましたが、今年度1カ所、新設と撤去、この撤去は仮設のトイレとなりますけれども、それを実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 7カ所ということになりますと、今年度1カ所新設、撤去ですか、されるということで、あと残りは2カ所ということになるわけですね、計画だと。あ、計画で3カ所ですか。その場所をちょっとお話しいただけるとありがたいのですけれども、よろしいですか。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） お答えいたします。

トイレの新設予定箇所でございますけれども、計画にございますのは、本野上袋地内の大東川原付近、もう一カ所が井戸上葉原地域の岩根神社付近、井戸仏の倉地域法善寺付近、この3カ所が計画にのっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） では、最後の質問です。地元につつづくっていただけるということで、これは余り大きな声で反対できないなという思いがしておりますけれども、先ほども申しましたけれども、長瀬は観光地として県内での地位が非常に下がっている状況の中で、今後この観光をどこまで長瀬町では広げていくかというのが、これから課題になってくると思います。そういった中で、小坂、滝の上地域、あの辺の住民の皆さんが一生懸命頑張って菜の花を植えてくださったりしておりますね。1度カバザクラも植えていただいた。そういう中で、中山城もある、日本一の青石塔婆もある。そういう場所も今後観光地として売り出していけないと、本当に長瀬の観光は先細りの状態になっていくと思います。そういった中で、ぜひそういうところを観光の皆さんに歩いていただきたい。そういう思いの中で、あちらの方にも、ぜひそういったようなものを、しっかりした観光用トイレを今後計画の中に入れていただいて、町じゅうハイキングですとか、ウォーキングですとか、そういう方法で訪れた観光客に、先ほど観光客から苦情が来ているというお話がありましたけれども、長瀬町に行ったら、どこにも快適なトイレがあって、非常に遊びやすかったというような町にさせていただいたら私はありがたいと思っております。今後ぜひそのようなことも検討していただきながら、観光用トイレを設置していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時02分

再開 午後1時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大島瑠美子君） 次に、10番、渡辺強君の質問を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 10番の一般質問を行います。

1番目、住民基本台帳ネットワークシステムについて、町民福祉課長に質問します。住民基本台帳ネットワークシステムが開始されてから5年目になりましたが、今までの住民基本台帳カード申請件数、広域交付申請件数及びシステムの維持管理費をお伺いいたします。また、このシステムを続けるに当たり、問題点をどのように考えているのかをお伺いいたします。

2番目、後期高齢者医療制度について。来年4月から実施される後期高齢者医療制度の準備が進んでおりますが、75歳以上を対象に現在加入している国民健康保険、健保を脱退させられ、独立保険に組み入れられます。現行制度との大きな違いは、家族に扶養されている人を含め、すべての後期高齢者が保険料の負担を求められ、大多数が年金から天引きされることです。このことにより、保険料が支払えない高齢者が増加し、保険証の取り上げなど、どんな病気でも安心して医療にかかれなくなることが心配されております。これらのことについて町としてどのようにお考えかをお伺いいたします。

3番目、職員の育成について。平成19年度の長瀬町役場の課が8課から4課に少なくなったことにより、一つの課でいろいろな業務を担っていかねばなりません。役場職員は、町民全体の奉仕者として大きな役目を背負っています。町民の負託にこたえていくためには、どの課に配置されても対応できる知識を身につけておくことが必要だと思いますが、職員をどのように育てていくのかをお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんの住民基本台帳ネットワークシステムによるカード申請件数等に関するご質問にお答えさせていただきます。

この住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、平成11年8月18日に公布された住民基本台帳法の一部を改正する法律により、住民の利便の増進及び国、地方公共団体の行政の合理化に資することを目的に各市町村の参加が義務づけられたものでございます。

初めに、住民基本台帳カード申請件数についてですが、平成15年度が7件、平成16年度が8件、平成17年度が4件、平成18年度が7件、平成19年度が5月末日現在で1件の合計27件でございます。

次に、住民票広域交付申請件数についてですが、まず当町受け付け分でございますが、平成15年度が3件、平成16年度が6件、平成17年度が3件、平成18年度が1件、平成19年度の5月末日現在で1件の合計14件でございます。

次に、他市町村を通しての当町への請求分でございますが、平成15年度が1件、平成16年度が5件、平成17年度が7件、平成18年度が7件、平成19年度が5月末日現在で2件の合計22件で、双方の合計が36件

でございます。

次に、システムの維持管理費についてですが、平成14年度が306万4,479円、平成15年度が249万6,457円、平成16年度が183万2,404円、平成17年度が184万5,896円、平成18年度が175万355円でございます。

次に、システムを継続する上での問題点でございますが、セキュリティー対策や利用者が少ないことなどが考えられます。まず、セキュリティー対策でございますが、国が定める住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティー基本方針書に基づき実施するため、非常に専門性の高い業務であり、対応が困難な状況になってきておりますが、職員の意識や資質向上を図り、対応していきたいと存じます。また、利用者が少ないことにつきましては、現在の住基カードは法的な身分証明書としての活用が主であります。今後はカードの多目的利用の普及や積極的なPRなどを国レベルで行っていかねば利用者の増加は難しい問題でございますので、国に対し付加価値をふやしていくよう機会あるごとに要望してまいります。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺 強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問します。

私は、平成14年か平成15年だと思いますけれども、この住民基本台帳ネットワークシステムが導入されるときに、町民課長だった、今議場にいる大島課長に質問したら、国が法律で決めたことだからしょうがないのだと。しかし、私がああとき言ったことはちゃんと覚えています。九州に行って長瀬の住民票をわざわざとるために、こんな莫大な金をかけて、全国的に基本台帳ネットワークシステムをつくることについては納得できないと発言しました。しかし、そういう中で、私は合併しない宣言した矢祭町に行ったときに、これは国がやることは、結局今私たちは、このことは余り必要性がないと。それで、将来も、日本の国民の、それは矢祭町の町長が言ったのではないですけれども、日本国民を総背番号制にして、国民を管理するためのシステムであって、余り効果がないという形で言ったと思います。そして、その中で矢祭町は、こんなことより、もっとやる必要があるということで、加わっていません。たしか現在も加わっていないと思うのです。

そこで、質問です。今町としては、維持管理費に年度、年度ですっとかけてきて、トータルでは相当、やるときには国の補助もあつたらうけれども、町の持ち出しが、これだけで済んだのかということについては、ちょっと疑問を持ちます。今議場にいる、議長になっている当時の大島町民課長は、相当の金だったと思うのですけれども、もう一度、これを再質問します。これだけの金額ではないと思うのですよね。私が出たように九州に行って住民票をとるために、こんな莫大な金を費やさなくてもいいのではないかと聞いたけれども、現にまだ矢祭町、国分寺とか入っていない、国が言うことがすべて正しいのではないから、私たちは入らないと。ましてや個人の基本のあれが守られないということで、相当疑問が上がっていったと思うのです。

ですから、今私が再質問するのは、確かにこれだけの金額で、年度、年度でできたのか。それで、現在、年度、年度の基本台帳の利用者は6件とか3件とか1件と、何だ、これはと思いますね。今回のことで、この基本台帳についても、ことしになっても相当漏洩したという話も聞いておりますけれども、これについてどういうふうに把握しているのか。

それで、町長に質問ですけれども、このことについて町としては、この財政の厳しい長瀬町について、この基本台帳について、どのような見解を持って町村会や県の方をお願いしていくかについて質問したいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

今までかかった費用ということでございますが、そのほかにもあるのかということでございますが、先ほどお答えさせていただいた金額以外にはございません。機器の借上料ですとか、システムの構築の作業委託料、それから保守委託などに毎年かかっております。

それから、情報の漏洩のことについてありましたけれども、特にそういうお話は伺っておりません。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

費用対効果の面では非常に大きな損失をしているというふうに考えています。私たち具体的にこの問題について議論をしたということは最近ありません。しかし、ご提案でございます。いろいろなマイナスの部分の消していかなければプラスにならないという事実もありますので、この辺も町村会等々で取り上げて議論してみたいと思います。私も基本的に、これは本当にうまくいくのかなという、国民総背番号制というような問題の提起もありましたので、この辺も含めて国民の管理ということに対する疑問等は当時から持っておりましたので、ほかの地域の首長さんたちがどういうふうにお考えなのかについて1回当たってみたいと思います。それで、これは不要だという皆さんの意見があれば、やっぱり国や県に対してしっかりしたメッセージを出して、不要なものを長く続けることについてのデメリットを検証してもらったり、不要であれば、みんなで一緒にやめようという決断も、これは私たちの大きなテーマであり、責任だと思っております。そんなことを、ご提案を重く受けとめさせていただいて、これから調整をしてみたいというふうに思います。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 矢祭町というのは、全国的に有名なので、基本台帳に加わらないばかりでなくて、自分たちの町は自分たちでつくるということで、相当いろいろなことを考えてまちづくりをして、それで今までも相当の人たちが矢祭に視察に行くと。

それで、再々質問ですけれども、この基本台帳というのは、一応法律で決められて、加わらなくてはならないというふうにはやられておりますけれども、脱退もできるのでしょうか。そしてまた、そういう問題について、いろいろな圧力があっても矢祭みたいに入らない町があるわけですから、どういうふうになっているのか。例えば国分寺では、国分寺だと思ったな、NHKで放送したけれども、自分たちの言うことについて、野党という立場の人たちが、えらい景観の問題とか何かとって難癖をつけて、私はもう立候補しないということで、立候補しないで、今度違う市長が生まれたいいのですよね。そういう中で、わかっただけいいですけども、この問題についてどうもわからないのは、入らなくても済むことだったら入らないで済んでいるのではないですか。そういう問題について、だれか答えられる人はいますかね、課長の中で。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（近藤博美君） 渡辺議員さんのご質問にお答えいたしますが、入らなくてもいいのかどうかということなのですが、これについては住民基本台帳法上の明確な明文の規定はないようなのですが、入るとか入らないとか、加入するとかしないとか、そういう選択の余地はないというふうな話を聞いているところです。それで、全国的にも少数な例かもしれませんが、そうしたところに入っていない

いところもあるようでございますけれども、法律上の罰則があるのかどうかということは調べてみないとわかりませんけれども、先ほど町長からお話がありましたように、今のままでは大変お金がかかって、またそれだけの必要性も余り感じられないと。住基のカードがなくても、一般の町民の方等で、特に生活に大きな支障があるというふうなことでもないようですし、そうしたことを考え合わせますと、何らかの方策をとる必要があるのかなとは思いますが、先ほど課長の方からも答弁させていただきましたけれども、今後その利用範囲の拡大であるとか、あと何らかの付加価値をつけるとか、そういうふうな方策も含めて、いろいろ検討はしてみたいと思っておりますが、一応法律上の縛りがありますので、どこまでできるかはわかりませんが、改善については検討させてもらいたいと思っております。

〔「次、2番目、お願いします」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 後期高齢者医療制度についてのご質問でございますが、後期高齢者医療制度につきましては、平成18年6月21日に公布された健康保険法等の一部を改正する法律により、現在の老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面的に改正され、平成20年4月1日から75歳以上の高齢者に係る医療については、財政基盤の安定化を図るという考え方から、従来の医療保険制度から独立した運営主体を全市町村が加入する広域連合とする後期高齢者医療制度を実施するものでございます。この制度が実施されますと、平成20年4月からは、現在ご加入の国民健康保険被用者保険の資格はなくなり、広域連合が実施する健康保険に加入し、保険料を負担することになります。これまで保険料の負担のなかった健保組合などの被用者保険の被扶養者だった方も保険料を納めることになります。保険料は広域連合が条例で定め、原則として年金から天引きされますが、保険料額については、現在広域連合で試算中であり、7月には概算が出る予定となっております。

なお、被用者保険の被扶養者として保険料を負担してこなかった方や所得の低い方については、軽減措置が予定されており、所得水準に応じた軽減措置がとられることとなりますので、個々の高齢者の支払い能力に応じた保険料設定がされることとなります。特別な理由がなく、保険料をお支払いいただけない方については、現行の国民健康保険の制度と同様、通常の保険証にかえて短期被保険者証や資格証明書を発行されることとなりますが、このようなことが発生しないよう督促や催告、納付相談等を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺 強君。

○10番（渡辺 強君） 今ことしの6月から住民税が大増税されまして、私も含めて住民税が上がって、結構大変だというふうに思います。それをもって、私は、この前も言いましたように町会議員選挙のときにアンケートを町民に全戸配布しまして、回収されたのが130件ちょっとなのですよ。私がまとめたのではないけれども、頼んでまとめてもらったら、今の町政で力を入れてほしいことは何ですかというのに対しては、高齢者対策というのが45.9%、医療保険をきちんとしてほしいというのが42.3%、老後に不安がありますかと聞きましたら、圧倒的多数の人が不安があると。不安があるというのは、さっき言ったように医療の問題やら、介護の問題やら、住宅の問題やら、そういうので不安があるというのが87.4%です。

そこで、私は今度の後期高齢者は、相当大変な問題を抱えているなというふうに私は感じておるのです。特に今長壽では、私は既に質問して課長さんから聞いていますけれども、75歳以上が8,243人中1,092人と、6月1日現在で、既に13%を超えているのですよ。先ほど少子高齢化と言いましたけれども、深刻です、

これは。我々も1年健康で生きれば一つ年をとります。今の70代の方がすぐ75、そして80と。それは生きていけばいい話ですけれども、ひくひく生きれば痴呆も出てくるし、足腰も弱くなるし、そういうときに今マスコミをにぎわしているように年金があんなでたらめなことをやって、私なんか32年も年金を莫大に取られて、もらうときになれば何と少ないことか。交際費なんか削らなくてはだめですよ。そういう状態の中で、この後期高齢者は、今実態はどうかというと、埼玉新聞で毎日の議会が、秩父市はだれがどういう質問した、和光市はどういう質問をしたということが載ります。それは埼玉新聞をとっている人は見られるけれども、後期高齢者の不安問題が大分質問されております。

そういう点で、今の答弁でいいかもしれませんけれども、いいですか。ここの中に、私を取り寄せた中には、高齢者医療の保険で問題なのは、高齢者医療に差別を持ち込む、要するに金持ちは医者にかかる。だけれども、金のない人は医者にかかれない。それで、重度の障害者は、はっきり言って医者にかかれないから安楽死を願うような形にとられるということも心配されている。あと、保険証が奪われて、保険証がなければ医者へ行けないですからね。だって、年金が削られて、子供がいない人は、国民年金の人なんか医者へかかれませんか。今言ったように70歳から74歳の方については、窓口支払いが2倍か3倍になっている。全廃された住民税も倍払われ、それによって生きていけないというふうに書かれているのですね。だから、この問題で、今実態を示しましたように、今長壽では1,090人で、毎年100人までいかないのですけれども、80人が60人ぐらいは75歳の仲間になるのですよ、毎年。65から75までの間に死ぬ人もたくさんいますから、そんなにはないと思いますけれども、これは深刻ですからね。

それで、町の持ち出しは、今度の予算にもありますように後期高齢者医療保険で、国保から切り離しますから、これを一般会計からの繰り入れということで、どれだけのお金がこれからかかるのですか、町の持ち出しが。それを算定してもらいたい。あと、人員は、この前の議会で言ったように人を採用しないのですから、役場職員が引き抜かれるという心配もあるのですよ、後期高齢者医療保険の方に。広域の議会と同じように広域の方に派遣職員がやられる。そうすると、長壽町の役場職員がまた少なくなるのですよ。そういう問題についてどういうふうに対応するのですか。そういうことについて答えられる範囲で答えたい。町長も、恐らくこれから、この過疎の町、秩父谷では、ますます大変な問題になってくるので、町長として、この問題についてどういうふうにしていくのかについて答弁願いたいと思います。最初に町福祉課長、その次に町長から答弁をお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

その前に、75歳以上の高齢者の人口の話ですけれども、年々どのくらいふえているかということですが、きのう1,092人ということで、お話しさせていただきましたが、前年同期の6月1日現在の数字で見ましたら1,061人と、ちょうど1年で31人伸びた形になっておりました。

それでは、質問の町の持ち出しを算定してあるかということでございますが、町の持ち出しとしましては、かかった医療費のうち本人負担分を除きましたものを公費が5割、それから若い方たちの支援金が4割、それから高齢者ご本人たちの保険料が1割ということで、財源は構成される予定ですが、公費5割の中の1割を市町村で出すということになっておりますが、まだ算定ができておりませんで、7月以降に保険料の額が確定してきますところに出てくるのではないかと考えております。

それから、町の職員の関係ですけれども、これは私の方ではあれかと思いますが、広域連合では今のところ最低限の職員ということで、なるべく少ない数字ということで、今やっておりますので、これから業

務がどんなことになっていくか、詳しいことが決まっていまいまして、職員がかなり不足してくるとなると、人数の方もふえてくるので、町の方にも影響してくるかと思えます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

平成20年度の大きなテーマというのは、ここなのですね。これは今課長がお話ししましたように、具体的な数値については、もう少し時間が欲しいということですが、かなりの負担になるだろうというふうに考えておまして、この辺は具体的な数値が出てきた段階で、私たちはどうやるべきかということを実際に考えていかないと、例えば三位一体の改革という交付税を減らすというようなことをずっとやってこられたわけです。それで、地方にしわ寄せがいて、地域間格差の拡大がそのまま日の当たるところに日を当てて、日陰のところをより暗くするような国政については、いかななものかなというような話は前にも申し上げたとおりでありまして、この辺は声を上げて言っております。その一環になるのではないかと。こういうことにつきましても、私たちはしっかり地方を代表する人間の一人としては、個人の力は弱いですが、みんなの力を合わせて、このことについては真剣に検討し、町村会というのもあります。そういう中で、横の連絡をとりながら、一緒にできるものについて、これから検討していかなければいけないと。この負担は相当な金額になるだろうということが予測されますし、年金生活者にとっては首を絞められるような状況というのは想像できるわけがあります。そういうことを考えますと、やはり我々は、これを黙って見過ごすわけにはいかないというふうに思っております。いずれにしても、7月という課長の今の答弁がありましたようなことから、その辺を踏まえた、これからの対策について検討していきたい。具体的なことについては申し上げられないのが残念ではありますが、そういうことは、しっかり地域の発信をやっていかなければいけないというふうに思っております。もう少し時間をいただきたい。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺 強君。

○10番（渡辺 強君） この法律が決まったのは昨年、はっきり言いまして、自民党、公明党の政権が、いや応なしで多数決でやったわけですね。そういう中で、私が言いたいのは、政治が根本ですから、政治を変えなくてはならないけれども、さっき町長が言ったように地方を切り崩して、東京に集中して、いいところはいいところで、地域格差がどんどんできるというのは目に見えていますね。ですから、私たちは、この問題については、国の政治を変えなければならないと思います。それで、お願いなのですが、これに対抗する我々の施策としては、はっきり言って、前も言ったように長野県の栄村では、過疎で大雪が降る。そういう中で助け合って、雪かきの問題も含めて、介護の問題も、地域のお年寄りや60代のお年寄りが70代、80代を見て、町の持ち出しを少なくしようというふうな動きを見たり聞いたりしています。

私が思うのは、この前、高齢者実態調査をお金をかけてやりましたね。しかし、あの実態調査は不備だと思えるのですよ。というのは、そののところに子供がいたり、娘や息子がいても、またひとり暮らしでも、実態調査を見ますと、その家庭によっては、息子がいても、息子夫婦は働いている。孫がいても孫は学校へ行ってしまうと。1人になってしまう。しかし、土地を抱えて畑に出れば、昼間はだれもいないところに高齢の年寄りが、90代の年寄りが残っていると。そういう家庭とか、それを見れば、いるから、高齢者の実態はいいのだということではなくて、やっぱり町ぐるみでもっときめの細かい実態調査をして、そしてもっと地域の年寄りを、障害者も含めて面倒を見ていくというようなことをする時代だと思っております。

そこで、その取り組みの今後は、医者にかからない、要するに今度の後期高齢者医療制度というのは、医療費が伸びているので、高齢者が医者にかからないためにというようなことは、きれいごととは言っていますが、要するに年寄り切り捨てなのです。ですから、これに対しての今後の町の取り組みについて、この質問についての最後の、医療費の抑制についてどういうふうに思っているのか。あと、実態調査をもっときめ細かくやってほしいということについてどう考えているのか、お答え願いたい。

あと、今ひとり暮らしの高齢者が毎年ふえているし、高齢者と言っても何歳から高齢者と言うか知らないですけども、高齢者世帯とひとり暮らしが毎年どのような状態でふえているのかについてお答え願いたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 医療費抑制策についてでございますけれども、来年度から老人保健法が変わりまして、後期高齢者医療制度が始まるわけなのですけれども、それに並行しまして、保険者が特定健診をやって、今テレビなどでかなり言われておりますメタボリックシンドロームの方なんかも含めて、病気にかからないように医療費の抑制をするということで、いろいろ制度が始まり、町の方の義務も義務づけられているわけなのですけれども、町としましては、今のところですと、きのうもやりましたような特定高齢者、介護になる一歩手前の方たちをさらに介護保険の適用にならないように食いとめるようにということで、各地区ごとに元気モリモリ体操ということで、筋力トレーニングを実施しております。きのうは、町長のけさのお話にもありましたけれども、11団体が集まって、皆さん和やかに楽しくゲームなどをしながらやっていただきましたけれども、そういうことをさらに進めていきますとともに、ほかにもヘルシーウオーキングだとか、それぞれの地区ごとでやっていただくのも筋力トレーニングだけではなくて、精神的な部分でのお茶飲み会ですとか、お話ですとか、それから趣味の発表ですとか、とにかく病気にならないような施策を町の方でもさらに推進していきたいと考えております。

それから、実態調査の関係ですけれども、これをまた新たにやることは、今のところ考えておりません。それから、昨年やった調査の中で、日中1人であるとか、高齢者世帯は何世帯かということで、日中1人であるというのは、これは63歳以上の方を対象に調べさせていただいた中で、323人おりました。それから、高齢者のみの世帯というのも311人おりました。毎年どのくらいひとり暮らしが伸びているかということなのですけれども、今のところ毎年のはちょっと把握しておりませんで、見守りが必要ということで100人ちょっとということになっております。先ほどの数字は、63歳以上全体にアンケートしたときの数字でございますので、見守りが必要で、民生委員さんなどが定期的に伺うとか、気をつけている世帯とは、また数字が違ってくるかと思えます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 次、3にってください。

町長。

○町長（大澤芳夫君） それでは、渡辺議員の3番目に入る前に、今の補足といいますか、私の考えを申し上げますが、実はきのう元気モリモリ体操で男の人が4人しかお見えにならなかったというまことに残念なことで、特に女の方はみんなはつらつとしているのですね。男の人がしぼんでいるようなことでは困るな。年をとるとだんだん女性優位といいますか、女性が若返って男の人が急に年をとるような状況は避けたいと。皆さんにもお願いして、お年寄りの女の方たちに、会場に男の人を連れ出してほしいと、そういうお願いをしました。そういうことが、出てこないで、一人で閉じこもるということではないと思います

が、世間が狭くなったりして、落ち込むというようなことになる可能性というのは、私は否定できないと思います。そういう意味で、女の人のはつらつさと比較して、男の人については大きな問題があるというふうに感じました。ぜひ皆さんも地域に戻りましたら、そういうことで、お力添えをいただきたいというふうに考えています。

それでは、3番目のことについて答弁をさせていただきます。地方公共団体が地方自治新時代に的確に対応していくためには、みずからの責任において社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるように体質を強化することが重要でありまして、そのためには職員の資質のより一層の向上を図りながら、その持っている可能性、能力を最大限引き出していくことが必要不可欠であるというふうに認識をしております。議員ご指摘のように住民の信頼と負託にこたえていくためには、職員一人一人が常に目的意識と高い意欲を持って、みずからの能力開発に努めるとともに、組織は自己啓発に取り組みやすい職場の環境づくりや自己啓発に取り組む職員を支援するなど、組織としての総合力を高めていく必要があるというふうに思っております。

また、町では、人材育成の目的、方策などを明確にした人材育成に関する基本方針と研修の目的となる研修基本方針を策定し、職員の能力の開発と向上に努めているところであります。その具体的な方策といたしまして、彩の国さいたま人づくり広域連合の実施します専門研修や八木橋百貨店で行われる民間企業派遣研修などの各種研修に積極的に参加をさせております。また、彩の国さいたま人づくり広域連合や秩父広域市町村圏組合などへの外部派遣研修により、一般研修では習得し得ない部分も補完する意味での研修について実施をしているところであります。今後も町民全体の奉仕者としての基本基準の上に申し上げますと、1、一般の住民感覚及びコスト意識を持ち、町民の視点で行動する職員であること、2、公務員としての高い倫理観を持ち、住民から信頼される職員になるよう努力すること、3、住民への説明責任を自覚し、透明性の高い行政運営を行う職員になるよう努力すること、4、広い視野と柔軟性を持ち、行政課題に積極的、的確に対応する職員を育成するよう努力してまいりたいというふうに基本的に考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺 強君。

○10番（渡辺 強君） 町長の答弁は別に悪くないのですけれども、問題は、私は皆野と長瀬の決別してから、長瀬町財政健全化対策委員会をつくって、私も健全委員になったときに各委員のかなりの人から、何といっても役場職員には一生懸命働いてほしいと。そして、人員はふやしてほしくない。その中で一生懸命やってほしいというふうに相当の人。それで、長瀬のまちづくりは、役場職員が先頭に立って、いろいろな提案をしてほしいという声が増分上がりました。しかし、私が思うのに、そこに議長さんが、元役場職員がいますけれども、それはいいことは確かにそうですけれども、役場職員の立場からすれば、そんなにどんどん提案するということは、なかなか出にくいというのがあったのですね。それはだれが言ったとかと言いませんけれども、それは私が思うのには、人員をふやさなければ、この役場職員、何人ですか、答えてもらいたいのですけれども、はっきりね、何人いるか。その中でチームワークを組んで、そのチームワークで、例えば私も会社勤め的时候はいろいろなことを覚えさせられて、頭がそんなよくないから覚えられなくて、課長の方から相当怒られて、ちょっとつづみになったことがあるのですよ。それはだれしもあると思うのですよ。若いときに覚えが悪い、覚えが悪いって、ばかだ、ばかだと言われれば、本当に自分はだめなのかというので失望しますね。

それと同時に、今この役場の中で、例えばの話、今度は町民課と健康福祉課が統一されまして、それで

町民福祉課でしょう。総務課と企画財政課が統一されて総務課になったでしょう。観光と産業と建設が一緒になって地域整備観光課と大きな課になってしまったのですよ。だから、人数がいても、その中でチームワークを組んで、こっちが忙しいときこっちつけて、覚えの悪い人にはどんどん教えて育てるとか、助け合ってやっていかなければならないので、単なるきれいごとでは仕事は進まない。それで、先ほど1番議員が、参事は必要なのかというふうなことも言われましたけれども、やはりきめの細かい課をつくった方が、かえていいという人もいるのですよね。ですから、そういう立場からして、どう考えているのか。

ちょっとまとまりませんが、あともう一つは、専門性も要求されるのですよね。だから、専門性を養うには、人事異動で1年ぼっきりで次から次へと渡り歩きたいに、前年度は違う課にいたと思ったら、今度人事異動でまた次の課、翌年はこっちの方へ行ったら、こういうのでは覚える間もなく、ただ渡り歩いたという形になってしまうので、そういう点で課の異動については、どういうふうな立場で町長は進めるのか。ある程度覚えさせる期間を設ける必要がある。そういう立場でどういうふうに考えているのか。今度の課は四つになりましたけれども、課長さんは、その課の知らないところもあるのではないかと思うのです。全然行ったことがないというような課もあるのではないですか、仕事の。それを課を統合して采配を振るうというのは課長も大変な仕事ではないかなと思うのですけれども、その辺について町長はどう思っているか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 課を大きくしたというのは、内部の中で縦割り行政の排除ということ、私はずっと前から申し上げていたことが、大きなテーマだったわけです。その一つの課にして、例えば平参事から答えさせますが、建設、建物を建てる時に三つの課、四つの課を渡り歩かないと一つの書類ができないということがありました。それは一つの例ですけれども、そういうことをなくすために課を大きくし、それで課長が云々というお話がありました。だから参事を置いたわけでありまして。そして、参事が全体を見て、それで課長を補佐したり、指導したり、その下の主幹のいろいろなことに対して対応していく、指導する、それと対外的な問題、内部の全体の意見の集約というものを課長は忙しいですから、その上に立つ参事が、それを調整して執行体制をしっかりとつくっていくというのが、私は参事の責任だと思っております。課を大きくしたことは間違っていないと思いますし、恐らく各自治体も、そういう形にだんだんなると思います。ある意味では早い、奇をてらっているわけではありません。やっぱり必要だと思ったとき、小さな財政力のところは、職員をなるべく減らしてできるのには、職員が縦割りで仕事を押しこめるのではなくて、取りっくができるようなシステムをしていかなければ能率が上がらないというのを私は5年間見ていて痛切に感じました。そういうことから考えて、今の体制をとったわけでありまして。

先ほど午前中申し上げましたように創造センターの副所長からのお話もありましたように、ある意味では画期的な制度になったと。これを生かすも殺すも町長を初め参事の人たちの行動にありますよ。これは、ある意味では多くの自治体が注目しておりますから、ぜひ成功させてくださいというお話がありました。私たちは失敗するために、こういうことをやったのではない。努力をして、これを成功させて、住民サービスをより深く、丁寧にするための大きな組織改革をしたというふうに思っています。間違っていないと思います。このことは、ご指摘を皆さんからいただきながら、軌道修正することはやぶさかではありません。そういう中で、やはりそれぞれの例えば建物を建てる時に三つの課を渡り歩くより一つの課で面倒を見させてもらうということが住民に対するサービスの大きな根底になればいけない。これは一つの例ですけれども、そういうふうに私は基本的に考えました。小さくあることは、組織を硬直化し、縦割りの公務

員の弊害と言われているものをよりふやすような形になるだろう。それをなくすための大きな一つの試験であります。これは必ず成功をおさめるように皆さん頑張ってやっていただいておりますし、それぞれの課で、やっぱり横のつながりをしっかり持ってやっていかないと住民サービスはできません。職員の仕事は、住民のサービスマンだということを頭の中の一番中心に置いてもらってやっていただく、それが一つの大きな住民サービスの基本でなければならないと考えています。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 突然だったので、ちょっと戸惑っているのですけれども、本来でしたら、課の統廃合とか、人事の関係につきましては、総務の参事がいいと思うのですが、町長の方から私の方で答えるということですので、私の方から若干触れさせていただきたいと思います。

課を統合いたしましたのは、町長が先ほどお答えしたとおり、縦割り行政をなくす目的も大きなものでございますけれども、複数の職員が対応できるように、担当者が不在で対応できないことのないように体制を整えていくということが一つの目的であります。今回の組織改正による課の統廃合につきましては、縦割り行政の弊害をなくし、簡素で効率的な組織とするため、また町の財政や人口規模等を考慮し、将来的に職員数の削減を図っていくために実施したものでございます。

この後、例えばということで、地域整備観光課の方の問題になりますから、ご指名されたのだと思いますけれども、例えば町民の方が家を建てるときに、今までは役場の窓口に来て、自然公園の関係は1階の観光課、農地転用の関係は、さらにその反対のフロアにあります産業課、建築確認や道路の関係につきましては2階の建設課というように三つの課を町民の方が行ったり来たりしなければならなかったわけでございますけれども、今度一つの課で対応できるように課を統廃合したことでなりましたので、逆に課の数が少なくなって、わかりやすくなったというふうに考えております。

それから、現在3人の参事がおるわけですがけれども、総務部門、住民部門、事業部門の分野をそれぞれ担当しております、担当課の指導、各課間の連絡調整、特命事項の推進等を行っているところでございます。特に特命事項、私の方で申し上げますと、若者の定住促進並びに企業誘致、花の丘の推進、以上のようなものを参事として、特に特命事項として推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 10番、渡辺 強君。

○10番（渡辺 強君） 私は役場の中で働いたことは、経験がありませんけれども、人数のお答えがなかったので、答えてもらいたいのですけれども、その人数でやりくりしなくてはならないのですよ。人員をふやせといっても、今の社会情勢で、役場の職員をふやす情勢ではないでしょう。それで、人件費を減らすということでやっているわけですから、それには役場職員が生き生きと町民に接して、働いている姿を見て、町民も、役場職員があんなに頑張っているのだから、我々もまちづくりに参加して一緒になってやるうではないかというふうにならなくてはならないのですね。それには要するにいろいろな仕事を覚えてもらうということが大事なので、わからないから、わからないからではだめなので、そういう点でチームワークが必要です。だから、この問題については、上に立つ長とか、参事とか、課長が、やはり人的配置をして一生懸命やってもらうと。一生懸命やることによって、町がよくなるというのが目に見えてあらわれるようにして、結局財政難の、今の政治が悪いのですけれども、それを切り抜けていかななくてはならない。そういう立場から町長はチームワーク、それから人づくり、生き生きと働いてもらうことが必要なので、せっかく覚えたと思ったら、次の課に回されてしまって、何かやる気を起こさないなんていうようなこと

がないようにお願いしたいのです。

私、この間、議会事務局のある人が、日曜日に通知をわざわざ配ってくれて、感激したのです。日曜日なのにわざわざ来てくれたと私は思ったのですよね。それで、日曜も働いているのでは、我々も頑張らなくてはならないのではないかというふうにしたのです。それは率直に話します。そこまで考えて、通信費もかけないで通知を持ってきてくれたということについては、私感激しました。だから、そういうまちづくりですね。役場職員が先頭に立ってまちづくりをするのだというふうにするには、そういうことだと思うので、ぜひお願いしたいと思います。町長、答弁できたらお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 役場の職員の人数とか、いろいろなご質問なのですが、私は最初の選挙で当選した次の日に就任をしました。そのとき全く考えを煮詰めるいとまがなかった。そのときにたしか職員に、私の方を向いて仕事をしてはだめですよ、特定な人間のために役場の職員はあるのではありませんよ。私の方にしりを向けて、町民を真っ正面から見据えて仕事をする、それが住民サービスの基本でなければいけないという話をたしか申し上げてあります。そのときに私は役場の職員は将来65人でやっていかなければ、この町は将来はない、やっていけないだろう。人件費で非常に厳しい状況になるだろうという話を申し上げました。それで、私はそのとき言い過ぎたかなという思いがあって、このことについてはずっと検証しております。しかし、65人で私はできるような体制がとれるかどうか、長瀬町の将来を決める大きな要因の一つになるだろうというふうに思います。

〔「早くしなきゃだめなのだ」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） 今何かやじが飛びましたけれども、そのことを、では65人を決めるといっても、私は職員を解雇する権限は持っていません。ですから、減らすのには自然で減っていくのを待つのか、早期に退職する人を待つのかということになりますけれども、それも解雇権のない人間には、そこまでの踏み込んだ発言ができないのが現実であります。そうしますと、この辺は非常に厳しいし、苦しい。それで、職員の中にもいろいろなばらつきがあります。そういうことから考えていくと、65という数字は、そんなに間違っていない。今91になりました。私が就任したときは、たしか104だったというふうに承知しておりますが、そういう状況でありますので、これは時間がちょっとかかるなと思います。それまで町がもつのかもたないのかということについては、これからの大きなことになるだろうと思いますが、そういう状況を勘案した上で、私はそれに向けて、やっぱり職員が努力し、それだけの人間でやっていけるような資質の向上を、それぞれの職員がみずから努力して習得するような考えを持っていただかないと船頭多くして船山に登るといような形になるだろうと思っています。

ですから、これは私は、このことについては多分間違っていないと思いますし、そうあるべきだというふうな考えが変わったわけではなくて、そういう状況をいかに推し進めていけるかということ、人件費というのは固定費ですから、これは公務員の中で減らすわけにいかない。ただ、ラスパイレス指数というのがあって、国家公務員の基準が100とした場合に地方公務員が幾つかということの数値が出てまいります。埼玉県の中でも国家公務員の基準の100を超えているところはいっぱいあるのです。103とか、105とか、東京に隣接している町村では、そういうところがいっぱいあります。長瀬町が86%でびりから2番目です。でも、これは私は90%に上げる努力をしたいと思います。そして、みんなが希望を持って働けるような体制にする。そのかわり今までよりもより努力をして、住民サービスができる。今、日曜日に職員が手紙を配った。私は、それも一つの、そういう思いのあらわれだと思います。重く受けとめたいと思

ます。そういう考え方をみんなに持ってもらえるようなことが、私の長としての仕事だと思います。皆さんにも督励をいただいて、このことが早期に実現し、可能なような、そういう役場の職員の資質づくり、体質づくりをしていかなければいけないというふうに考えております。これはなかなか難しいテーマであります。このことに向けては日々努力をしているつもりで、これからも頑張っていきたいと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 次に、8番、梅村務君の質問を許します。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 二つの問題について質問させていただきます。

1番目、町有財産について。3月議会における平成19年度予算審議の中で、町有地の売却指針が提示されました。町有地の売却可能なリストの公表はできるのかどうか、お伺いいたします。

2番目、行財政改革について。先ほど2番議員からお話がありましたけれども、財政健全化対策委員会の答申のもとに1年数カ月が過ぎました。行財政の簡素効率化が急務とされております。その後の改革の実践と行政サービス向上について事例を挙げて説明してください。

2番目、町長は常々、平成19年度の予算は非常に組みやすかったと話しておられます。平成20年度以降は上下水道の負担金も相当額減額されます。平成20年度よりも単独運営のもとに明るい見通しとなりますが、お考えをお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 梅村議員の最初の質問にお答えいたします。

町で所有している普通財産の中で、不要と判断し、売却可能な物件は順次売却をしておるところであります。現在未利用地になっている場所は数カ所ありますが、面積が小さかったり、進入路が狭かったり等現状では売却できる状況にはありませんけれども、これらの土地を公表することは可能だというふうに思います。また、定住促進対策の住宅用地につきましては、町営蔵宮団地跡地と下水道組合から先日取得をいたしました中野上の土地を予定しておりますが、その他のリストについては、これから土地を取得して事業を進めていくことになりまして、私有地を現段階で公募することはできませんので、事業を進めていく中で公表していきたいというふうに考えております。

例えば町有地の中で清流苑等々ございますが、これは非常に大きな足かせがありまして、これを販売するにはいろいろな手だてが必要だというふうに思っております。より有利な販売の仕方については、今検討しておりまして、そのうちにいい方向が決まりましたら、また皆さんにご相談申し上げて、これを処分していきたいというふうに考えております。もう少し時間をいただきたい。あとの小さいところにつきましては、今申し上げたような状況で推移をしております。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） まず初めに、議長さんをお願いしておきます。3回の規制のある質問回数については、議会規則第55条において、議長の承認があればよろしいと、回数。そういうことで、あらかじめひとつお願いしておきたいと思っております。できるだけ努力して、3回でおさめるようにいたしますので、よろしくどうぞ願ひします。

それでは、今の町長の答弁について再質問をさせていただきます。私が今この問題を出したのは、この

後ろの質問にももちろん関係あるのですけれども、町有財産を若者定住対策の一環としてやるということでございますけれども、まさに長瀬町に町有財産というのは少ないのですね、ほかの町に比べて。すごく少ない。非常にささやかな財産をここで売却しなければならないのか。それとも今言った民間の土地を買い上げて、若者定住事業の中で住宅をふやしていくということの政策の礎なのか、あるいはまた、これからどんどん、どんどん定住者対策で戸数をふやしていくのかということが一つ問題があると思うのですよ。

私は、少なくとも蔵宮については、あそこを公園にしたらどうかという話も過去に出ていましたね。それで、インフラの整備とは全く違いますけれども、先ほど1番議員のあれから公園の話が出てきましたけれども、そういうものの、例えば町有財産というものが売却されたときに、次にそういう施設をつくるということは、まず不可能になってきます。あるいは民有地が、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、民有地を借りて、それで公園にしたらどうかというような話もあります。しかしながら、町の財産をふやすのはいいけれども、どんどん減ってってしまう。今聞きますと、下水道の建設用地のところを買ったということでございます。前回の議会で、それは聞いております。多分1,000平米ぐらいだと思いますけれども、2カ所しかないわけですね、今。蔵宮と、売却できそうなところはね。それと根岸団地の方はどうなのですか。規制があるのですか、あそこは、町営住宅のあれは。それもひとつお答えください。

それで、清流苑の問題、確かにあれは建物が老朽化しているから、当然壊さなくてははいけない。その費用もかかりますよね。そうすると、あそこ土地がどれだけの価値があるのかわかりませんが、そういう費用もかかります。それと、下水道のところに取りつける道路、あそこまで車が入りできるための道路、それを工事するためにどのぐらいの費用がかかるのか、それもちょっとひとつお答えください。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

最初に、蔵宮のことを申し上げました。それは若者の定住促進をするために、その土地とそれから下水道から取得した土地をまず処分する。そうしますと、民間からいろいろな意見があった。寄せられています。そういう中に私の土地を貸してもいいですよ、買ってもらってもいいですよという人がいっぱいいるわけです。そのもとをつくるには、どうしても何千万とかという金が必要になってくるわけでありまして。それを基金というか、元金にするために蔵宮を処分して、それと下水道の土地を処分する。そのめぐりも協力してくれるというお話を承っておりますので、そういう状況がとれば、何千万とかという金が用意できるわけでございます。そのほかの土地を取得し、整備したいというふうに考えています。これは不動産の片割れみたいなことをやるわけでございます。必ずしも本当は町でやるべきことではないというふうに思っておりますが、今の団地はミニ団地といいますか、5軒とか、6軒とか、10軒以内の住宅地というのが若い人たちには好まれていると、そういうことをやって成功した自治体があります。それは参事からお答え申し上げますが、そういう状況を勘案した中でやっていく。根岸団地につきましては、いろいろな縛りがあるようでありまして、これも平参事から答えさせます。

そういう状況で、最初にスタートするときの資金として、どうしても最低限必要な資金というのは、町として確保しなければいけないという思いから、若者定住促進の中に、そういうものをあらかじめ準備をした上で、次のステップを踏みたいというのが私たちの仕事であります。これは例えば本田技研が来るとか、そういうようなことが決まりました後、私たちは正式に決めたわけでありまして、いろいろな人の情報を聞きますと、工場敷地をまとめるのはなかなか大変ですよ。3,000坪、5,000坪、1万坪という土地は、長瀬町には1万坪なんていうのは、岩田の工業用地ぐらいしかありません。ほかには多分できないと

思います。そういうことを考えるよりは、まずそこの工場に勤める人たちを誘致しようというのが、この基本的な考え方の中であって、この若者定住促進というのを3月に定住促進条例を皆さんにお認めいただいたわけでありまして、ことしのうちにこのことについては具体化をしまいいります。そして、次に一つずつステップを踏んでいく。それが長瀬町としては、結果がよければ大きな事業になりますけれども、やはり暗中模索の部分もありますので、その辺は余り最初から大がかりなことでなく、堅実なやり方をやっていかないといけないのではないかな。素人がやるわけでありまして、そういう意味では、最初から大風呂敷を広げない方がいいだろうということから始めたわけでありまして、その根岸団地のことだとか、あとのことについては参事の方から答弁をいたさせます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、お答えさせていただきますけれども、先ほど町長が申しあげましたことと重複するかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

定住促進対策事業を今後も進めていくのかどうかということですが、先ほど町長が申しあげたとおり、毎年2戸だとか5戸、余り多くやる予定はないのですが、継続してやっていきたいと思っております。

それから、蔵宮と下水道の土地しか予定がないのかというお話だったかと思うのですが、現在は蔵宮の4区画と下水道組合から譲渡を受けました土地をこの事業で進めさせていただきたいと考えております。もともとこの事業推進につきましては、民地を事業用地として計画しまして、個人の土地を譲っていただいて進めることが前提だったわけですが、たまたま現在利用していない未利用地というのがありますが、町の方にありまして、これからまず初めにやらせていただこうということで、始めさせていただいたものでございます。

それから、根岸団地の用地について、売却できるのかどうかということですが、この根岸団地につきましては、まだ国庫補助の解除がとれていませんので、規制がかかっておりますので、県と国と相談をしてみないと売却できるかどうかということは、ここではちょっとお答えできません。

それと、ちょっとど忘れしてしまったのですが、3年ぐらい前ですかね、本をつくった段階では、根岸団地のところは、建てかえ住宅用地ということで、国の方にお答えしてありますので、その辺のクリアも必要になるかと思っております。

それから、下水道の用地の道路の費用のことですが、道路の費用につきましては、まだ算定しておりません。ただ、定住促進として売却する場合には不動産鑑定をとりまして、売却する関係から道路の費用につきましても不動産鑑定、現在とった土地の値段に上乗せさせていただきまして売却するようになりますので、現在のところは下水道の方の用地をすぐ売却する予定はありませんので、算定はしてございません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今根岸団地の方は、国庫の補助が縛りがあるということで、難しいということですが、町営住宅を建てかえるということは、現段階では恐らく不可能だろうと思っております。それだけの住民サービスできる状況ではないというふうに私は考えておりますけれども、奇策があり、また余裕でもできたら考えてもらいたいというふうには私も考えておりますけれども、それで今私が再質問したのは、こういうことなのですよ。例えば下水道の土地を購入したと。そこに進入道路をつくる。その道路が、費用が相当かかるの

であれば、その土地は果たして生きている土地なのかなというふうな感覚を持つわけですよ、まず一つ。年に2戸から5戸の住宅をつくるということは、ちょっとスローペースだと思うのですよね。それと、ちょっと別のところの話をいたしますけれども、下水道で今度三春町へどうのこうのという話がありました。三春町へ行ってきたのは私だけなのですね、下水道のあれで。町長も行きましたけれども。そのときに特別の講師の人と話をしまして、そしたら、あそこは土地のあっせんもやっているのですよ、企業局として。水道企業局が、そこに土地のあれが張ってあるのですよ。どここの土地何坪、坪幾らと張ってあるのですよ。そういうことまでやっている町もあるわけです。

企業局でなくも町で政策してこういうものをつくるということは非常にいいことだと思うのですけれども、先ほど申し上げたように2戸、5戸というスローペースのあれではなくて、この前の議会のときも私申し上げましたけれども、去年、矢祭町へ行ってきまして、渡辺議員の言う矢祭町、結局2,000人の企業を呼んだのですよ。それで、ホンダが始まると同じ年に2,000人の企業が稼働するのですよ。それで、265戸の宅地造成をやっているのですよ、5年後の。そこに2,000人の従業員を定住させるための住宅をつくるための宅地造成なのです。そういうものを準備してやっている。確かに今町長が申されたように広い土地が長瀬にはない。しかし、探せば、まだまだ、中小の企業を誘致することもできるでしょうし、考え方によっては、皆さんがそういう土地を提供してくれるということがあるのだとすれば、企業誘致も可能である。また、住宅地も可能であるというふうに私は考えるのですが、長瀬町の毎月の広報を見ますと、転入者と転出者が差があるのですよ、多いときには10戸ぐらい。それがずっと続いていますと、またこの次のあれで触れますけれども、それが続くと人口の減少が極端になっていくのですよ。この庁舎をつくるときに1万人の人口にしようということで、この庁舎を建てたわけですね。現在1,700人ぐらい減っているわけです。だから、それがどんどんこのペースで減るといことは、この町がやっていくために人口が大体基準になっていますから、行政というのは。これから交付税の問題も含めて、どんどん、どんどん交付税が少なくなってきました。

その中で、人口が減るといことが致命的なあれになるのですよ、人口がふえているところはいいけれども。だから、そういうものを含めて、ややもすると、行政というのは非常にスローである、これが慎重というふうに考えるなら話は別ですけれども、私はそういうふうに考える。今立ち上がって、すぐにやろうとしない。宣伝はやっていきますか、例えばインターネットとか、そういうことで、定住者のあれは。それで、私の知っている人で買いたいという人がいるのですよ。だけれども、値段の問題だと。冗談で私が10万ぐらいかねと言ったら、ちょっと高いねと。現実に若い人が、そこを買いたいと言ってくれたのですよ。コストの問題も地価の問題もありますし、ですからスローペースでなくて、余り早くやっても、せいても事をし損じますから、あれですけれども、とにかく財政健全化対策委員会と同じように、どうも見たところ、余り進んでいないような、先ほど2番議員も言いましたように感じるのですけれども、その辺はどうですか。今そのための公募というか、そういうものは、これからどのように計画を立てますか。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 先ほどどういう計画か、ちょっと忘れしたと言ったのですけれども、その関係、ストック活用計画の中で建てかえの計画になっておりますので、ご了承願いたいと思います。

それから、ご質問の中での下水道の用地が、今車が入る道がなくて価値がないのではないかと、その道をつくるためには莫大なお金が必要になるのではないかというようなお話があったと思うのですが、今現在下水道の用地、不動産鑑定をとりますと、平米約1万円、そんな金額で下水道から譲っていただいたと思

いますけれども、それを例えば2,000万円かけて4メートル以上の道をつくった場合には、そのお金は、その土地に上乘せるのですね、当然いい道をつくって、そこへ入れるようにするわけですから。そういうことで、町としては損得なしのやり方でやっていきますので、費用はまだ計算しておりませんが、そういう中でやらせていただくようになると思います。

それから、二つから五つの区画はスローペース過ぎるというようなお話がありましたけれども、近隣では10区画だとか、15だとかやりますと、売れ残りがどこも出ているのですね。神泉だとか鬼石、参考に見に行ったところにつきましては、長瀬町におきましては、町が利益を上げるためにやる事業ではないものですから、売れ残りが出ますと、財政的に町が負担すると、その売れない土地をですね。そういうことがないように売れ残りが出ないように2とか五つというのが、先進地というのですかね、今まで見に行ったところが、失敗していない区画数ということで、毎年2から5区画というようなお話を先ほどさせていただいたわけでございます。特にスローペースとか、そういうのではなくて、土地については、譲りたいというような人も何件かうちの方に話があるのですけれども、それをすべて今すぐどうのこうのできるという、町の方が状態ではありませんので、売れ残りが出れば、それだけ町の財政は苦しくなるという、循環がうまくいかないとできないものですから、スローペースだと言われれば、そうかもしれませんけれども、需要と供給を見ながら進めさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。回数が3回を超えておりますので、この1回でまとめて質問してください。

○8番（梅村 務君） 今スローペースと言ったのは、一つは積極性の問題があると思うのですよ、町の姿勢として。例えば工場誘致にしても、では、長瀬町ではどの程度の工場誘致のために労力を使っているのか。県のあれを見ますと、すごいですよ。203社やるために四千数百社回っているのですね。そういう状況の中で工場誘致をやっているわけです。そういうものと、県なら県と提携して、それを長瀬町へ持ってくる努力をしているのか、そういうことも必要だろうし、あるいは独自に、矢祭町みたいに、この前もお話をしましたように、とにかくしつこく通ったらしいです、町長さんが。それで、今現在900人の工場を3,000人にするのだということで、あんな不便なところはないですよ、矢祭町。東北道と縦貫道の真ん真ん中ですから。おりてから1時間かかるのですよね、高速から。それでも誘致してしまう。そういう受け入れができていくということなのです。土地も広いあれもありますけれども、低い丘陵地帯を平らにして工場用地、あるいは住宅用地をやっているらしいです。

そういう中で、1時間ちょっとで来られる長瀬町、神泉村とか、向こうのああいうのは対象にしない方がいいです。長瀬という位置づけは違うのですから、高速から15分で来てしまうのですよ。だから、それをもっと積極的にできるかどうかという問題ですから。それは例えば長瀬町に住んでいる人たちの親戚や何かがありますよね。帰ってきたいというような人もいるだろうし、そういうものに大々的に宣伝して、そういう努力をしなければ、恐らく1戸、2戸になってしまいますよ。だから、そういうふうにならぬように取りつけ道路、進入道路については上乘せるからいいと。今坪3万3,000円ぐらいの値段ですよ、大体。それに取りつけ道路がどのぐらいかかるのかわかりませんが、その辺上乘せしても、2万としても5万ですよ。だから、そういう問題を皆さんに知らせなければだめです。だから、宅地上乗せするということが、あれですけれども、それはそれとして、一つの方法としては別にいいことではないかと思っておりますよ。だから、私の言いたいことは、どう宣伝するか。どう住宅を誘致するのか、あるいは工場を誘致するのかということなのです。その辺に対して町はどの程度の努力をしているのか、どの程度

の行動を起こしているのか、それをちょっとお聞きしたい。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 長瀬町が工場誘致の敷地を提供するのに一つの大きなネックがあるのです。それは何かというと、農振の指定と農振を解除している地域というのが1筆ごとに、これは長瀬町で農振の指定を受けるか受けないかというとき、最後の年まで方向性が決まらなかったという実情があるようであります。この農振の指定と農振の解除している普通の農地との混在をするのに時間が非常にかかるという部分があるのです。それと、個人の私有地を中心に考えるということになりますと、これは具体的に今何力所か見つけてやっております。一つは、工場が出たいということがあって、これは決まるかもしれませんが。近いうち発表できるような状況になるかもしれませんが、ホンダの関係ではありません。そのホンダの関係もそうですし、その地域に対して農地、農振を外すのに1年かかるのです。この問題をどういうふうに解決するかというのが大きなテーマになっています。

それで、工場誘致のチーフをやりました木暮さんという方、国体で長瀬町によくおいでいただいています。私はよく知っています。ただ、そういう問題をクリアするのは大変だぞ、ほかにいっぱい広いところがあって、どんと決まれば、すぐ1万坪でも決まるようなところがいっぱいあるよと。そういう話なのです。そうすると、そういうところをどうしても優先で、手を挙げると、はい、ではいいよという話が簡単にできると。長瀬町は決まっても1年先にいってしまうと。そういうことは、業者とすると、なかなかそこへ手を挙げづらい、そういう部分があるという話を木暮さんから聞きました。木暮さんとは、この間またお会いして、引き続き頼むよと、今ポジションは変わったけれども、協力は惜しまないよという話はされました。

そういうことも考えて、定住促進の条例ができて、今準備を始めています。今参事がお話ししたようなことが粗筋ではありますが、東松山の上の方に大きな団地がありますよね。あそこのところが何千軒という団地が建ちました。二十何年たって、今行ってみますと、4分の1以上が空き家になっているのです。ゴーストタウンになっている。そういうことは避けたいという、それが消極的と言われるかもしれませんが、2軒とか5軒とかという最低限度をそこに置いて、それ以上のことをやろうと。それが10軒になるか、7軒になるか、5軒でとまるかというのは、これからの努力次第というふうに考えています。これができた段階で、あとは民地の交渉を始める。今年度の末の方から、当然そういう状況になってくると思います。それとあわせて、工場敷地に手を挙げていただくところを我々が見つけていこうということでもあります。

それで、ホンダが2010年ということで、2007年ですから、まだ間に合う。ただ、ホンダの場合を考えて、まあ特定してはまずいですが、話を聞きました。そしたら、工場誘致をして工場が始まるのは2010年ですと。2010年で、最初の年から20万台にいくかどうかというのはわかりませんと。20万台を超えて40万台ぐらいになったときに本来ならば工場敷地の拡大、それに付随して、例えば狭山からほとんど部品を持って来るだろう。その狭山の下請が手がとてもいっぱいになってしまったというときが2010年なのか、2011年なのか、2012年なのかということになるのだろうと。その前に準備ができないと工場は来ませんよ。ただ、ホンダだけの問題ではないですから、ほかのそういう業者がいれば、我々も県の方のルートもありますから、やっていきたいと思っています。

だから、若者の定住促進ができて、それでその次に工場誘致の敷地を見つけようということが、私たちの仕事になってくると思いますので、これは皆さんのお力をおかりしないと、どうにもならない部分というのはあります。地権者の権限が圧倒的に強いわけでございますから、その人たちのご理解をいただくと

というのは、例えば3,000坪、5,000坪といっても並大抵の努力では、私はそれを100%まとめるというのは、なかなか難しいのではないかな、そんな思いを持っています。岩田の前にもまだ6,000坪ありますが、これもいろいろな事情があって、工場がすぐ使えるような状況になっていても、それが使えないという事実があります。これは現実にそういう問題に直面しておりまして、非常に難しいなという思いがあって、その辺がちょっと皆さんから見れば消極的と言われるような要件になった、具体的に言えないのが申しわけないですが、そういうことがあります。岩田だけでも6,000坪という土地は確保してありますが、それも個人の所有ということになっております。

ですから、この辺が、1人にノーと言われるとだめなのです。ですから、しっかりしたものを我々がつくる、どういう企業がどういう計画を立ててというのは、これから考えていかなければいけない。そういう状況をこれから想定しておりますので、今住宅の問題は非常に少ないというおしかりをいただきましたが、私はもう少し上乘せしていかなくてはいけないのではないかなというふうに思っておりますが、いずれにしても、こういう計画を具体的にご承認いただいたわけですから、これはしっかりやっていくと。そして、町の活性化のためにも。そして、その近くに先ほど申し上げましたような農地を無償で貸してもらおうようなところがあれば、そういうところを子供の遊び場としての一つのスペースに、税金を免除して無償で貸してもらえようところを私たちは考えていきたい。

それは手を挙げてくれる人は何人も私の方に言ってきておりますので、ただ、その土地を出してもらおう人と、子供がいないところにつくっても意味がありませんから、この辺の整合性も非常に難しいのですよね。長瀬町の過疎地というようなところにつくっても、子供がいない、そこまで遊びに行かないというようなことがあって、遠くても行くよという話になると話は別なのですけれども、できればなるべく近いところで子供さんが遊び、大人がそこに集って談笑するようなところというのは、やっぱりそういうところの近くということに限定をされるのではないかなというふうに私は思っています。そういうことも含めて、これから平成19年度の後半から平成20年度にかけての大きなテーマであり、町の活性化のための大きな基礎ができるのではないかな……できるのではないかなではなくて、つくりたいと考えております。いろいろ申し上げましたが、梅村議員もいろいろなお考えがあるようであります。外部のことにつきましても、ご指導いただいたり、おしかりをいただきながら、私たちもしっかり頑張っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（大島瑠美子君） 次、2番。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 梅村議員の2番目の行政改革についてのご質問にお答えを申し上げます。

町では、これまで事務事業の見直しや機構改革などを推進してきたところでありますが、地方分権の進展や国、地方を通じた厳しい財政状況などによりまして、これまで以上に効率的な行財政運営と住民サービスの向上を図る必要があるため、町民と行政の協働の推進、厳しい環境下でも持続可能な行財政基盤の確立、簡素でわかりやすい組織体制の構築、職員の意識改革と定数などの適正管理、これらを基本方針として長瀬町行政改革大綱実施計画を平成18年に策定したところでございます。策定に当たっては、行政改革推進委員会、財政健全化対策委員会の委員の皆さんや多くの町民の皆さんの貴重なご意見、ご提言を踏まえて策定したところでございます。この行政改革大綱実施計画を策定してから約1年が過ぎたところでありますけれども、これまでの間の改革の実践と行政サービス向上について、これは総務担当の新井参事に報告をいたさせたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） それでは、私の方から、その後の改革の実践と行政サービス向上について報告させていただきます。

まず、歳出削減に向けた取り組みでは、人件費の削減として、平成18年度から町長30%、教育長11%の減、さらに平成19年度から町長40%、教育長15%の削減を行いました。職員の給料、各種手当の見直しとして、国の給与構造改革に沿った給与条例の改定、調整手当の廃止、地域手当の未導入、管理職手当の削減、特殊勤務手当の廃止等を行いました。非常勤特別職の報酬、費用弁償も削減いたしました。議会からは、町議会議員の報酬等の見直しとして、平成18年4月から報酬、期末手当の削減、平成19年4月に執行された議会議員の一般選挙から議員定数を14名から10名としていただきました。

次に、役場職員の適正な定員管理の推進として、退職者による欠員の不補充を行い、職員数の削減に努めました。また、複雑多様化する行政事務により一層迅速かつ的確に対応できる効率的な組織とするための課の再編を行うため、平成19年4月からこれまでの8課を4課といたしました。

次に、委託事業の見直しとして、役場庁舎の清掃の一部を職員が実施しております。これまで委託しておりました道路整備等に伴う測量ですが、測量機器をリースし、専門性の高い測量等を除き、職員が行っております。また、中央公民館、総合グラウンド、塚越グラウンド等の除草、植木剪定等は職員が行っているほか、施設利用団体の皆さんにボランティアで実施していただいております。委託料の削減に努めております。補助金につきましては、効果や的確性の評価を行い、抑制を図りました。負担金につきましては、効果、目的が明確であるか、役割分担が適切か等の検証を行い、削減を図りました。

次に、第三セクターの見直しとして、現在事業を行っていない長瀬観光振興株式会社につきましては、平成18年9月の定例総会におきまして、会社解散の決議をし、11月に解散登記を終了し、清算いたしました。

次に、公共施設維持管理の見直しとして、役場庁舎の節電、節水を全職員が徹底することで、庁舎維持管理費の削減に努めました。老人憩の家清流苑は、老朽化が激しいため、保健センターの2階に移転することで清流苑の管理委託費等を削減することができました。町営住宅の簡易な修繕につきましては、職員が直営で実施しております。

続きまして、自主財源確保に向けた取り組みにつきましてご報告いたします。まず、使用料、手数料の受益者負担の見直しとして、平成18年4月から各種証明書手数料、公図、名寄帳等のコピー代を150円から200円に引き上げさせていただきました。町税の徴収率向上につきましては、徴収体制を見直し、地区別に担当者を決め、催告書、電話催告の強化を図るとともに、臨宅回収の増加に努めております。町営住宅入居者と低所得者でも公営住宅に入居できない人との公平性の観点から規定を整備し、平成18年4月から駐車場使用料を徴収しております。未利用財産の処分につきましては、町有財産管理委員会を立ち上げ、未利用財産の処分について審議し、上長瀬地内1件、長瀬地内1件、岩田地内1件の土地、廃道敷地を売り払いました。また、新たな財源確保として広報紙、広告掲載取扱要綱を制定し、広報紙、暮らしのメモの欄外への広告募集を広報紙、ホームページに掲載し、周知してまいります。

続きまして、住民サービスの向上につきましては、毎月第1、第3金曜日の午後7時までと、毎月最終日曜日の午前9時から午後5時まで開庁し、各種証明書の発行、出生届の受け付け、納税相談等を行っております。平成18年度の開庁日数と来庁者数は金曜日が22日で168名、日曜日が12日で263名が来庁されました。

以上、主な取り組みにつきましてご報告させていただきましたが、今後もより一層行政改革、住民サービスの向上に努めてまいりますので、議員の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 財政健全化対策委員会で答申されたものがありますけれども、それに沿って相当努力している形跡が見られます。しかしながら、例えば今羅列された中で、測量機器、これはリースでやっているわけですね。これはあれですか、測量機器も伝え聞くところによると、何かリースが終わった時点で、このリースというのは買い取りがきくのですよ。40年もやっていますので、よくわかるのですけれども、それを買い取る、4年か5年だと思えますけれども、それを買い取ったときに、この測量機器はまだ使えるわけですか、それが一つです。

それと、この測量機器によって、今までの測量委託、いわゆる道路構造や何かありましょ。そういうものが、この測量で委託料がどのくらい浮いたのか、あるいは節約できたのか、それを一つお願いしたいと思います。

それと、これによってどの程度の測量ができるのか、職員による。難しい問題だと無理だと思います。この程度ならできますよというところを教えてください。

それから、自主財源の確保に対して行政改革推進委員会でもいろいろな提案がありました。職員からの提案もありました。それについては、今言ったとおりだと思います。それはまことに結構なのですけれども、それと金曜日ですか、開庁しているのが。これは金曜日でなくて土、日というのが一番いいのではないかなと思うのですよ。それができるかどうか、その可能性が一つです。

それと、先ほど町長が、職員の資質の向上とコスト意識ということを言われました。当然研修に、広域に行かせたり、八木橋に行ったりして庁外研修をやっているということですが、我々がどうやっても見えてこないのがコストなのですよ、職員のコスト意識。そのコストというのは、何を基準にコストと言うのかわからないのですよね。町長の考えているコストというのはどんなものなのか、ちょっとわかりましたら、教えてください。私も勉強したいので。

それと、先ほどこういう話がありました。町民と行政の協働という言葉、この協働という言葉は、まだ新しい言葉で、昔はそんな言葉はなかったのですよ、十数年前は。それで、この協働ということが、ボランティアとして、いわゆるそういうものにあれするのか、行政に対してどの程度参画するのかというのが、私もよくわからない。この協働という言葉について町長は何をを考えているのか。

それから、定数の管理、これは前回のあれでも質問しましたけれども、65人体制ということをしきりに言っている。町長には解職権はない。しかし、任命権はあるのですよ。でも、それは実際としては、やめさせることはできない、これは実態です。それで、今の参事の報告の中で、新規募集をしない。先ほど町長が言われたように65人体制で、今何人ですか、83人ですか、84人ですか、やめられた方がいたので……

〔「90」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 90。そうすると、まだまだ多いわけですね、二十七、八人。この前も私は申し上げただけけれども、この余った人たち、65人体制でやる、トレーニングをしてくださいよと言った、真摯に受けとめるという言葉を使って町長は答弁を終わったのですよ。だから、私が考えるのは、今60人体制でやらなければ長瀬町はやっていけないのだという一つの町長の考え方の中で、今やっていけないのかということなのです。だから、数年後に体制が整うように、はっきり言って、このままいきますと、あと

8年かかって70人です、職員が、やめる方がいなければ。ということは、財政健全化対策委員会のときに資料で出てきたのが、10年間で24人やめるというデータなのです。そうすると、まだまだかかるわけですね。私は、この前こういうふうに申し上げた。例えば余剰人員が20人いますよね。65人だとすると二十何人足りないわけですよ。そのトレーニングをしてくださいよ。それで、余った人たちが住民サービスのために、これは何でもできると思うのですよ。住民サービスが、その余剰人員で。そういうことのトレーニングをしてくださいよと言っただけけれども、その考え方について、町長は今何を考えているか、ひとつお答えください。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 協働という言葉の定義というお話ですけれども、協働というのは、協同組合の協働で働くですね。住民サービスする、それからされる、それから役場の職員も議員も、それから区長さんも、それから地域の住民のボランティアも、そういうのを全部ひっくめて私は協働だというふうに思っています。

それから、職員の数の問題ですけれども、私は今65人にできれば一番いいのですが、とてもできません。先ほど梅村議員さんからのご質問の中にもありましたような、そういう縛りがあります。民間だったらできると思うのです。一番苦しいところは、そこなのです。ですから、課を大きくしたということは、その中で能力の差もあるでしょうという話を申し上げましたよね。能力のない人間に教育をすればいいでしょうという話も多分出てくると思います。そこが問題なのです。はっきり申し上げると、これは言葉では易しいですけれども、現実の問題としては、私は不可能という言葉は使いたくありませんが、不可能に近いような状況に遭遇することを覚悟でやらなければならない。やってできないことは、努力不足だと言われれば、それまでなのですけれども、本当にこれは私は、役場の中で一番の問題は、このことをどういうふうに解決するかに尽きると思っています。

一生懸命やっている人がいます。よく頑張っている人がいます。それと、そういう状況にある人間をまぜれば、その全体の意欲というのはどんっと下がってしまうのです。上がらないのです。これは5年間の私の経験で、まことに私の方に能力がないと言われれば、それまでで、もうお手上げです。でも、私は、それなりに職員にも督励し、幹部職員にもお願いしてやっています。しかし、例えばそういう問題の職員を一人前にしようと思ったら、幹部職員がつきっきりでやるようなことになってしまう。いろいろな総会が5月、6月といっぱいあって、その中で説明する職員がいます。皆さんごらんいただければ、よくわかりいただけると思いますよ。これは私がどういうふうにしても、本当はこういう話をでかい声で言う話ではないのです。でも、これは本当にどういうふうにしたらいいのかな、皆さんから知恵をおかりしたいところです。これは皆さんが役場の組織の中に入ってみれば、こんなにも思うような状況になっています。だから、課を統合するというのは、そういう中の人たちにも応分の仕事をやっていただきたいという思いがあって、上へ立つ人、参事はというご意見が先ほどありました。これは非常に重い責任を背負っています。そういう職員の教育もやっていかなければいけない。教えても教えても、また次ぐ日はというような状況になってきている。でも、給料は、新しく入った人よりもはるかに高いですから。本当の話を申し上げると、ここで発言すべきことではありませんが、私は非常に苦しいです。これを払拭するお知恵とお力がもしあったら、ぜひおかしいただきたい。お願い申し上げます。

これが簡単にできるような状況なら、こんなことは言いません。多分わかっていたいでいいかなと、その中でのご質問だろうというふうに私は思っていますが、だからいいかげんでいいやという

話にはならないですよ。皆さんの税金を給料として100%職員にも出しているわけですから、そういうことを考えると、この非常に大きなテーマと申しますか、これをどういうふうにしたらいいかというのは、毎日、日々、こんなことを考えたら寝られないというような状況になります。だから、本当の話をしてはいけないのかなという思いがあって今申し上げたのですが、そういうことも含めて、今の状況でいけば、そういう排除すべき形が65になってもできます、完全に。間違いなくできます。ただ、今梅村議員さんのおっしゃったように年次的に年数がふえて、人が減っていくということを考えると10年ぐらいかかるだろうということになってしまうわけなのです。だから、私はある新聞記者に、あんたが今一番必要なのは何だって、就任して何カ月かたって言われたときに、私に解雇権を与えてもらえることですよという話を申し上げた記憶がございます。それは今でも全く変わらないのです。でも、その解雇権が行使できない。鳥取の片山さんが分限免職制度があるよと言ったら、すぐ弁護士から、そんなことをやったら100%負けるよという話がありましたよね。そのことに尽きるのです。

ですから、埼玉県みたいに大きなところなら、埼玉県が日本で一番住民当たりの職員の数が少ないという話を知事がしました。マニフェスト検証大会でしたっけ。そしたら大学の教授が、いいところだけ言ってもだめですよ。埼玉県は医者の方が日本で一番少ないではないですか。それをどうするかというのが知事の仕事ではないですかと言われたのです。私たちも、そういう負の部分と申すのをどういうふうクリアできれば、あとはいいところが残るわけだから、それを何とか成し遂げたいと思っています。ただ、まことに残念だけれども、私の力では、今の状況では、これを即刻達成するというわけには全くいきません。これだけはおわび申し上げます。そして、いいお知恵があったら、ぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、測量機器のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

測量がどの程度できるのかという、まずご質問でございますが、水平方向と垂直方向の回転角と対象物までの距離を計測することができます。それから、内蔵されているコンピューターで座標の計算、記録、出力などができます。キャドソフトをインストールしたパソコンにデータを転送することで、直接入力の手間が省けると。それから、座標があれば境界ぐい等の埋設、例えば町の建設課、今の地域整備観光課ですけれども、職員が簡単にできます。それから、路線測量も行うことができますのですが、これについては現況平面図、縦横断図等は手がきになりますので、きれいにはできないのですが、支障なくできる器械の精度でございます。

それから、5年後の器械の買い取りができるかどうか、この辺については、まだ2年目に入ったところですので、買い取りするとかしないとか考えておりませんが、日進月歩で器械の方も進んでいると思いますので、その時期が来ましたら検討させていただきたいと思います。

それから、トータルステーション導入で、どの程度の経費の節約ができたということだったと思いますけれども、平成17年12月議会で申し上げておりますが、平成18年度9カ所の道路改良工事を対象に委託したとすれば約3,000万円ぐらい経費が浮くのではないかと、そのように前回の議会でお答えしていると思いますけれども、平成18年度工事につきまして、今現在検証はしておりません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の中で、ちょっと答えてもらえなかったのが、日進月歩進んでいる器械だということになると、これは4年ですか、5年ですか、リースは。

〔「5年です」と言う人あり〕

○8番(梅村 務君) 5年で器械が古くなって使えない、耐用年数とはまた違うのですね、これは。あくまでもリース年数ですよ。そのときに、まだ使えるのであれば、このリース料は10分の1になると思うのですよ。最小限、大体10分の1か12分の1になります、リース料は。だから、そうすると安く使えるから、それであと1年ぐらい使ってもいいではないかというふうな予測も立てられると。

それと、さっき町長の言われた、ちょっといい例を示しますと、岩手だったですかね、岩手の県庁所在地はどこだったかな。

〔「盛岡」と言う人あり〕

○8番(梅村 務君) その隣に大きな村があるのですよ。ベッドタウンなのです、県庁所在地の。3万5,000人の村なのですね。それで、土建屋さんの人が村長になった。庁舎へ初めて入っていったときに、職員で後ろで仕事の状況を全部見たのだそうです、村長が。それで、県庁まで車で大体20分で行くので、一つの大きなまちができていますね、広い村の中で。そういう集落ができてしまって3万5,000人にふえてしまったということらしいのですよ。それで、後ろへ回って仕事の状況を見て、その後のコメントは言いませんけれども、大体想像つくと思うのですけれども。それで、町長が、重ねて言いますが、コスト意識ということ、ではコストとは一体何なのということになるのですよ。この書類を一つつくるのに1時間かかるのか、2時間かかるのか、1日かかるのかということなのです。そのコスト意識ということが非常に抽象的なのです。そういうふうに聞こえるのですよ、私には。具体性がない。我々の製造業は、製造業の意識を持ってやるのですよ。町長の工場でもそうでしょう。1日幾つつくらなくてはだめだと、こうなる。そういうものができるかできないかという一つの検証をやったことがあるかどうか。例えばこの書類は事務局長がつくったのか、石川君がつくったのかわかりませんよ。このページ一つをつくるのに、例えばパソコンで打つのに何秒かかるか。きのうパソコンのプロが、今問題の年金の、あれを1ページ、すごい細かい数字をA4にいっぱい打ったのですよ。プロだから早いですよ、女の人だけでも、10分、細かいデータ。そのぐらいのあれがあるわけですよ、プロには。だから、極端に言えば、コスト意識はプロ意識を持つということなのです。皆さんは行政のプロである。

そこで、あえて言いたいことが一つあります。この行政改革の中にもうたってありますけれども、私は、こういうふうに考えているのですよ。例えば財政については我々は素人です。以前申し上げました、アマチュアですよ。でも、皆さんはプロなのです、行政に対してはね。それで、財政について少なくとも主幹以上は、我々がお尋ねしたときに大方のことは答えられるようなものの資質をつくってください。難しいと思います、今の町長の話だと。でも、そのぐらいのことはやらないと意識改革にならないのですよ。コスト意識を持たないのです。ですから、少なくともそのぐらいのものを私は一つ希望いたします。1年後か2年後にいろいろな方に聞いてみますけれども、そういうことをひとつお願いします。それについて、ちょっと教えてください。

○議長(大島瑠美子君) 梅村議員の一般質問は持ち時間を経過いたしましたので、(2)の町長の答弁のみとさせていただきます。

町長。

○町長(大澤芳夫君) ご指摘のとおり、一番欠けているのはコスト意識だと思います。その主幹以上の方はという話がありましたけれども、その中にも全くというのが大勢います。その辺で、ご理解をいただきたいと思います。コスト意識が一番大切だということは、私たちは常に考えていることでありますし、そ

の辺はご指摘をいただいたとおりだというふうに私もずっと思っています。この間ある総会がありました。私は、お客さんが来ていて、その総会の資料は見ませんでした。1時になって行きました。行ってみたら全くとんちんかんな資料ができていますのですね。それを主幹がつくったという話を聞いて、これはという思いがありました。そういうようなことが随所にあって、それを課長が全部チェックする、参事が全部チェックする、大変な、本当に全く残念だと思いますけれども、本人は本気でやっているのだと思いますよね。だから、民間の会社だったら、さっき申し上げたようなことにとっくになっているはずですよ。それができないというところが苦しい。そういうふうに私は思っています。何かいい提案があったら、ぜひご提案をいただきたいと思います。それが可能なら、私は全力でそれを実現するように努力してみたいと考えています。

それでは、梅村議員の最後の質問にお答えをいたします。平成19年度の予算が組みやすかったというお話をたしか商工会の総代会で申し上げました。そのことについてのご質問だというふうに思いますが、私が組みやすかったという、その理由は、お金があって組みやすかったということではなかったのです。具体的なことを申し上げなかったので、聞く人によっては予算的な余裕があってというふうにとられたかもしれませんけれども、各課で担当する事業にみずから予算をつける枠組み配分方式というのを取り入れたのです。そのために各課で予算を要求するときに、みずからの予算の中で、どれだけ絞れるかということを考えて、町全体の予算の中での自分の課の配分を考えて、その予算の要求をしてくれたということが、予算が非常に組みやすかったということの大きな根元になっております。それは先ほどからずっと申し上げていますように縦割り行政の排除ということを職員が意識してくれた大きな証明になるだろうというふうに考えておりました。私は非常にうれしかったことを覚えておりました。それをあえて商工会の総代会で申し上げたわけでございます。お金があってということなら、本当に万々歳なのですが、そういう状況になっておりませんことだけは、ご理解をいただきたいと思います。

それから、明るい見通しというお話もいただきましたが、平成20年度以降上下水道の負担金も相当減りということになりますが、これは資本平準化債というものを使わせていただくということが前提でのことになっておりますので、これもご理解をいただきたいというふうに思います。急な竹中構造改革という資本平準化債という大きな問題が提起されました。このことにつきましては、資本平準化債を使って8,000万円の負担金が減ったということにつきましては、大きな要素になった一つではあります。しかし、企業団の方が、宮沢簡水の統合の町の負担金というのが、今年度がピークでありまして、これが3,000万円のプラスになりました。でも、これは宮沢簡水は1年繰り上がって水道企業団の方に取り入れることができまして、予算も3億5,000万円組んだところですが、2億6,000万円で工事の発注ができるだろうと。9,000万円の減額が可能となりそうであるので、この辺もよかったのではないかと。お金の面で言えば、その二つということになるだろうというふうに考えております。いずれにしても、町の収入の約53%を占める交付税、それから県補助金などの依存財源は、先ほどから何回も申し上げましたように国の厳しい財政状況、それから三位一体の改革という言葉の中で削減をされてきました。これは今後も減額をされるのではないかとというふうに危機感を持っております。

このような町を取り巻く財政状況は、先ほどから健康の方の参事が申し上げましたように福祉関係の予算等々の平成20年度からの大きなテーマが提示されました。こういうようなことを考えますと、予断を許さない状況が続くということが予想されますので、厳しい財政状況をご理解いただき、ご指導とお力添えをいただきますように、そして私たちも先ほど申し上げました合併の問題等々も、今すぐということにな

らない。ただ、これも大きなテーマでありますから、折に触れて皆さんとの意見交換をしながら、どういうふうにしたらいいのだろうかということを考えていかなければいけない。ただ、寄居と合併する場合は吸収合併ということを感じた上でないと、この辺は、向こうは全く乗ってこないだろう。ただ、吸収合併された町村の悲哀といいますか、そういうものを私は随所で聞かせていただきますと、この辺も苦しい住民の選択、議会の議決ということ踏まえた上で、非常に厳しい状況を強いられて、その責任の一端を我々も持つわけですから、このことについて将来の方向性というのを考えると、厳しいなということ考えた上で決断する時期というのは、そんなに先へいかないのではないかな。少しずつそういう状況を踏まえながら、合併のことについても忘れ去ることではなくて、これからもテーマにして、慌てないでやっていくしかないだろうというふうに考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時25分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大島瑠美子君） 次に、6番、新井利朗君の質問を許します。

6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 朝の9時から室内問題であり、また数字の問題ということで、非常に熱心に質問が取り交わされておったわけでありますけれども、最後に私は皆さんの思いを外に出しまして、長瀬町の健康づくり、またその発信について質問してみたいと思います。

健康町長瀬づくりと宝登山の活用について町長にお伺いいたします。人間だれしも健康を望み、また宝物を欲しています。我が町長瀬には宝に登る山という名の大変縁起のよい山があり、多くの人たちから親しまれています。人間にとって健康にまさる宝はありません。健康を感じ、維持し、増進していくことは、個人、家庭、社会にとって大変喜ばしいことです。宝登山は、鉄道駅から適当なところにあり、ほどよい高さ眺望のよさが人気となっています。宝登山に草花の名前や説明などを初め、クイズ性のある標識を設けたり、日ごろの歩数や登山回数等の記録などから表彰などを考え、リピーター等の増加と健康者をふやすことで、健康は宝、健康づくりは長瀬からと言われるように取り組んでみてはいかがでしょうか、お考えをお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

宝登山は、年間を通じて大勢の人たちに訪れていただける長瀬を代表する山、特に近年のウォーキングブームに伴いまして、訪問者が増加しているところであります。町といたしましても、近年のウォーキングへのニーズにこたえまして、町の豊かな景観、自然、歴史的遺物、文化的施設などの観光資源をルート

に設定して、訪れた人に快適な散策などを楽しんでいただいたり、歩くことを通じ、健康福祉活動を支援し、長瀬の魅力に触れてもらうために数年前よりウォーキングトレイル事業として、長瀬地内を中心に仮称長瀬対岸内道コース、桜満喫コース、宝登山桜コース、歴史コースなどの4ルートを検討しているところであります。この事業につきましては、「歩いて健康、楽しい道づくり」を目指し、国土交通省が平成8年より始めた事業で、全国各地に誕生しているところであります。

ご質問の宝登山の参道につきましては、首都圏自然歩道や町道として補修、整備などを毎年実施しているところでございますが、ご質問の趣旨を踏まえ、検討してまいりますので、ご理解賜りたいと思います。また、ご質問の中にはございませんでしたが、宝登山の正面にあります県造林を伐採する計画が立ち、一部伐採を始めました。今月のうちにどういう植栽をするかについて、その検討をしていただく委員会を15人程度で立ち上げて第1回の会議をしたいというふうに考えております。1年じゅう宝登山の山の移ろい、春夏秋冬を感じられるような、そういう移ろいのある山にしたいというのが私たちの基本的なテーマでございます。これもその中に遊歩道ができれば、このウォーキングの中に取り入れていただくとありがたいというふうに思っております。ご提案を私たちもありがたく受けとめさせていただいて、その中に入れることができるか、これから議員の人たちにも何人が参加をしていただくようになるとは思いますが、そういう中でご検討いただければありがたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 前向きに検討していただけるということで、大変期待しております。実際のところ、インターネット等で来町者といいますが、長瀬においでいただき、長瀬をあちこち歩かれた方の感想というか、記録といいますが、そういうふうなものが写真入りで配信されておったりします。また、それを読んだ長瀬町本野上地区のある方が、今度は野上駅から歩いて野上駅に戻るようなコースを最近考えまして、一部地図をつくったりして提案していただいております。この間、ちょっと地図をいただきましたので、歩いてみたら、野上駅から野上駅までじっくり説明を読みながらとかすると3時間ぐらい、ふもとまで行って歩き出すと大体1時間半ぐらいでゆっくりできる。長瀬神回りハイキングコースということで、野上駅を起点にしまして六地蔵の方に、そして六地蔵のいわれが書いてあったりしています。そういうふうなことで、それから総持寺の方へ向かい、丹生様で一休みしたりとか、トイレもあそこにありますよ、駐車場も一部ありますよというふうな形で、地元の人が理解して、そういう該当者がいれば駐車もできるように考えましょうというふうなことのようです。

それから、山のふもとを歩いていって、通称天狗山のふもとですが、登っていきますと、いろいろな神々が祭られている状態になっていまして、信心深いといいますが、健康を感じながら、こういう守り神があったり、またこういう状況の中で、私たちは健康でいられるのだな、山登りができるのだなというふうなことが感じられる、大変いいコースを、本当の地元の人が考え、地図にしてくれました。それを提案してくれたのは、よそから来た人が提案してくれてあったというふうなことで、早速標識までつくり、2回も3回もくいを担ぎ上げて、穴を掘って埋めて、そして迷わないで回って歩けるような大変いいコースができました。聞くところによりますと、地域整備観光課にも地図が届いているようでありますけれども、そういうふうなことも活用しながら、インターネット等にまたさらに紹介するなどして外にも広めていただきたいし、それをとにかく町民の方々、役場の方々が、その辺のコースを歩かれて、長瀬をよりよくみんなが知って、そして健康づくりに非常に関心のある、またそのようなことを推奨していく町であるというふうなことを訴えて、よくあちこちに交通安全都市どこといふような看板があたりしますけれど

も、健康づくりの元祖ではないですけれども、そのようなことで、健康は宝だと、そういうふうなところで健康づくりの長瀬、発信地でやっていけるまちづくりを考えていただきたいというふうなことでございます。ぜひ前向きな積極的な検討をお願いしたいと思います。

以上、質問並びに意見を終わります。ありがとうございました。

○議長（大島瑠美子君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大島瑠美子君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第26号から議案第32号までの7件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第5、議案第26号 長瀬町防犯のまちづくり推進条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第26号 長瀬町防犯のまちづくり推進条例の提案理由を申し上げます。

防犯のまちづくりの基本理念を定め、町、町民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにすることにより、町民等が安心して暮らすことができる住みよい地域社会の実現に寄与するため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第26号 長瀬町防犯のまちづくり推進条例について説明いたします。

近年、全国的に犯罪発生件数が増加しており、特に空き巣などの侵入窃盗やひったくりなどの街頭犯罪の増加は、地域住民の生活や財産を脅かすものであり、治安の悪化に対する不安や防犯対策への必要性が高まってきております。当町におきましても防犯対策に取り組んできておりますが、さらに安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための基本理念として、また町、町民、事業者などがお互いに連携、協力することによりまして犯罪を起こさすに、安心、安全なまちづくりの実現を目指すため、長瀬町防犯のまちづくり推進条例を制定させていただくものでございます。

条例案の内容についてでございますが、第1条は、本条例の目的を規定しております。

第2条は、用語の意義を規定しております。

第3条は、本条例の基本理念でございます。

第4条は、町の責務を規定しております。防犯のまちづくりを推進するため、実施する施策を掲げております。

裏面の第5条から第7条では、町民、事業者、土地建物所有者等の責務を規定しております。防犯のためにみずから必要な措置を講じていただくとともに、町が行います施策に協力をしていただくこととしているものでございます。

第8条は、町民、事業者、土地建物所有者等及び関係機関は、相互に緊密な連携を図り、防犯のまちづくりを推進するための体制の整備に努めるものとするものでございます。

第9条は、本条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとするものでございます。

附則でございますが、本条例は、平成19年7月1日から施行するというものでございます。

以上が、本条例の概要でございます。この条例の目的は、防犯のまちづくりを推進するための町の宣言のようなもので、基本理念を定めることにございます。埼玉県内の市町村では、平成19年4月1日現在で37の団体が条例を制定しているところでございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第26号 長瀬町防犯のまちづくり推進条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第6、議案第27号 長瀬町消防団設置等に関する条例及び長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第27号 長瀬町消防団設置等に関する条例及び長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布され、条文に条ずれが生じたため、関係条例を改正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第27号 長瀬町消防団設置等に関する条例及び長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

消防組織法の一部改正に伴いまして、条例改正を行うものでございます。第1条は、長瀬町消防団設置等に関する条例についての改正でございます。

第2条は、長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例についての改正でございます。

参考資料でお配りしてございます新旧対照表をごらんください。

長瀬町消防団設置等に関する条例についてでございますが、この条例の第1条に消防団の設置、名称及び区域は、消防組織法第15条第1項に基づくと規定しております。この消防組織法の一部が改正されたことにより、条文が第15条第1項から第18条第1項に変更となったため改正するものでございます。

下の表の長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例についてでございますが、この条例の第1条に、退職報償金の支給は、消防組織法第15条の8に基づくと規定しております。この消防組織法の一部が改正されたことにより、条文が第15条の8から第25条に変更となったため改正するものでございます。

附則でございますが、公布の日から施行するというものでございます。

以上で条例の説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第27号 長瀬町消防団設置等に関する条例及び長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第7、議案第28号 長瀬町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第28号 長瀬町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の施行等に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第28号 長瀬町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の施行等に伴い、字句の修正、根拠となる政令、省令に係る部分の変更を行うものでございます。

参考でお配りしてございます新旧対照表をごらんください。第3条第2号中の「障害の等級」を「障害等級」に、別表中の「障害の等級」を「障害等級」に、別表の備考1の「政令別表第3に定める」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）別表第2に定める第1級から第8級までの」に改め、備考2の「第6条第2項から第6項（第3項第1号）」を「第6条第5項から第8項（第6項第1号）」に改めるものでございます。

附則でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上で条例の説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第28号 長瀬町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第8、議案第29号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第29号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ573万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を28億253万円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では県支出金、諸収入、繰入金の増額、歳出では老人福祉費、保健費、林業総務費、教育委員会事務局費の増額のため、歳入歳出予算をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第29号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ573万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億253万円とするものでございます。

では、これらの補正予算の内容につきまして説明申し上げます。8ページ、9ページをごらんください。歳入予算の明細でございます。款15県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金の節1教育委員会費県補助金につきましては、平成19年度で予定している防犯のまちづくり事業が県の自主防犯パトロール支援事業の対象となりましたので、26万7,000円増額するものでございます。

項3県委託金、目6教育費県委託金の節1教育費県委託金につきましては、さわやか相談員配置事業県委託金は、事業実施内容の変更により9万1,000円の増額、問題を抱える子ども等の自立支援事業県委託金、幼児教育支援センター事業県委託金は、それぞれ文部科学省の指定を受けたことにより、それぞれ増額するものでございます。

款19諸収入の項4雑入でございますが、社団法人埼玉県緑化推進委員会から緑の募金緑化事業交付金の内示を受けましたので、30万円増額するものでございます。地域社会振興財団長寿社会づくりソフト事業費は、高齢者向けの各種事業を対象事業に申請していたところ、採択されましたので、195万2,000円増額するものでございます。さわやか相談員雇用保険料掛金受入金は、社会保険料の個人負担分を9,000円受け入れるものでございます。

款21繰入金でございますが、歳入の不足額を財政調整基金から187万円繰り入れさせていただくものでございます。

以上が、歳入の補正の内容でございます。

では次に、歳出の補正の内容を説明いたします。10ページ、11ページをごらんください。まず、款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費につきましては、歳入の雑入にございます地域社会振興財団長寿

社会づくりソフト事業費交付金を受けて、社会参加、運動、世代間交流、健康をテーマにして、地区事業、中央事業、スポーツ交流事業、交流ハイキング、世代間交流事業、健康講座などを行うための費用を予定しております。節8報償費は、健康講座の講演会や地区ごとに行う落語会の謝金でございます。節11需用費は、各事業に係る消耗品、スポーツ事業の弁当などの食糧費でございます。節12役務費は、はがきや切手の通信運搬費でございます。節13委託料は、地区事業で使用しますイラスト図の作成委託料でございます。節14使用料及び賃借料は、スポーツ事業などに係るバスの借上料などでございます。節18備品購入費は、スポーツ事業に使用するグラウンドゴルフセットの購入費用でございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健費につきましては、節7賃金は、健康事業は保健師3人体制で行っておりますが、1人の保健師が4月に産休、その後育児休暇に入り、もう一人の保健師が8月に産休に入る予定となりますので、このままでは健康事業に支障が生じるため、臨時保健師により対応するためのものがございます。節11需用費は、保健センターの身障者用トイレが故障したため、修繕する費用でございます。

次に、款6農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費につきましては、節11需用費は、社団法人埼玉県緑化推進委員会緑の募金緑化事業交付金を受けて首都圏歩道、月の石モミジ公園にカエデの植栽を行うための費用を30万2,000円増額するものがございます。

次に、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費につきましては、四つの事業について今回の補正で増額となるものがございます。まず一つ目が、防犯のまちづくり事業です。犯罪被害を未然に防止するため、特に学校を中心とした地域社会において防犯活動を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るもので、学校安全パトロール隊、PTA、老人クラブ、婦人会等への呼びかけ及び町内全域パトロールの充実、強化を行っているものがございます。二つ目は、さわやか相談員配置事業でございます。いじめ、不登校等児童生徒の心の問題の重要性を認識し、児童生徒、保護者の相談等に応じるとともに、学校、家庭、地域社会との連携を図るため、さわやか相談員を設置し、健全な児童生徒の育成を図るものがございます。平成18年度までは、県の事業として実施されていましたが、平成19年度からは県の助成を受け、市町村で実施することとなったものがございます。三つ目が、問題を抱える子供等の自立支援事業でございます。不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待など、学校が抱える課題への対応が強く求められております。これらの対応に当たっては、未然防止、早期発見、早期対応が重要であるため、問題を抱える子供等の自立支援の充実を図るものがございます。最後の四つ目が、幼児教育支援センター事業でございます。幼児教育の振興のための取り組みを支援するため、保育カウンセラー等の専門家から成る幼児教育サポートチームを設置し、幼稚園、保育園、小学校との連携を強化し、相互理解、相互交流へとつなげるものがございます。

それでは、それらの事業に係る補正の内容を説明いたします。節4共済費は、さわやか相談員の社会保険料の増額でございます。節7賃金は、さわやか相談員と問題を抱える子供等の自立支援事業の支援協力員の賃金でございます。節8報償費は、カウンセラー、臨床心理士、講演会講師謝金でございます。節9旅費は、担当者会議などへの旅費でございます。節11需用費は、防犯のまちづくり事業のベスト、PRシート、防犯用具や問題を抱える子供等の自立支援事業や幼児教育支援センター事業に使用する消耗品等でございます。節12につきましては、それらの会議案内通知などの郵送料と損害保険料でございます。

以上が、今回補正させていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺 強君。

○10番（渡辺 強君） 1点質問したいと思います。

9ページの教育費県委託金ということで、先ほど総務課長の説明では、問題を抱える子ども等の自立支援事業県委託金ということで、今の説明では、問題を抱える子供に対しての支援のための賃金だという報告ですけれども、これについては、どういう体制であるのかについて説明をお願いできますか。要するに問題を抱える子供というのは、小学校の子供たちのことで、多動だとか、いろいろ問題を抱えている、その規定がちょっとあれなのですけれども、要するに特殊学級とか、あと多動で問題を抱える子供がいる場合、人を採用して支援するというので、この体制についてどういうふうになっているのか、ちょっと説明願えますか、お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。

問題を抱える子ども等の自立支援事業についてご紹介させていただきます。この事業は、文科省の事業で、全国250カ所で開催されます。埼玉県内におきましては、県と13市町の14カ所で開催される事業でございます。問題を抱える子供と申しますのは、テーマが五つほどありまして、長瀨町では五つのテーマのうち不登校児童対策と児童虐待対策、この2点に絞りまして、第一小学校に学校協力支援員なる人を配置いたしまして、早期発見、未然防止に、調査、研究という形で、この事業を繰り広げていくものです。また、その支援員さんにつきましては、広報等で募集をしまして、現在3名の方にご協力いただけることになりました。繰り返しになりますけれども、配置校は第一小学校です。第一小学校には平成19年度現時点で不登校ぎみの児童8名おります。そういった子供たちが、真の不登校児にならないための未然防止、学習補助、あるいは心のケア、あるいは家庭訪問、親との面談、そういったことにこの3名の協力員さんにご協力いただくものです。そういった事業で、今年度、来年度の2カ年の事業になります。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 11ページで、先ほど産休と育休で、臨時雇いというふうな面があったのですが、産休、育休についての、いわゆる給与の支給割合と申しますか、そういうようなことと期間について聞いておきたい。

あと、保健センターのトイレの修繕ですか、これにつきまして、なぜこのような減少になったのでしょうか、お聞きします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 産休と育休の給与の関係でございますが、産休の方は通常の給与が支給されまして、育休の方は支給なしでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 保健センターの身体障害者用のトイレの改修でございますけれども、これはトイレの水が出っ放しになってしまうというふうな故障になりまして、町の方では水道の事業者さんに見ていただいたのですが、保健センターは昭和58年に建設されまして、その後現在のトイレの器具

なのですけれども、生産終了になって、すでに13年経過しているということで、より安い方法で何かないかということで検討させてもらったのですが、水が流れることによるセンサーで水をとめるというか、トイレの操作ができることになっているわけなのですが、それが先ほど言いましたように13年経過しているということで、対応する部品がないということ、それから床や壁をセンサーが通っているということで、一番より安くするにはトイレを新しく設置した方が安いということで、この額を算出させていただきました。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）他に質疑はございませんか。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君）11ページの月の石モミジ公園にカエデを植栽するということですが、これは何本ぐらい植栽するのでしょうか。それからあと、面積をふやすということなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君）地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）月の石モミジ公園にカエデを植栽する関係でございますけれども、現在30万円の内示をいただきまして、30万2,000円でカエデを購入いたしまして、その金額をもとにカエデを植栽するわけでございますけれども、内示をいただいたというところでございますので、これから見積もり等を取りまして、関係する団体、長瀬町観光協会の所属団体等になるかと思うのですが、そちらの方とどの程度のカエデの大きさで植栽するかということも協議をいたしまして、本数を決定していきたいと思っております。協議の時点では、カエデはかなりの本数がまだ入る余裕があるというふうに聞いておりますので、その辺を協議いたしまして、本数は決定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「では、面積はふやさないということですね」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君）面積の方は、やはりモミジ公園の一带もございまして、それより養浩亭を挟んだ上流側の方にも植えるスペースがあるというふうに伺っておりますので、その辺のところも協議しまして、今後決定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「では、ふえるのですね、予定としては面積が」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君）協議の上、そういうふうな形になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第29号 平成19年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大島瑠美子君） 日程第9、議案第30号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第30号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由を申し上げます。

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少していることについて、当広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第30号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを説明いたします。

大里郡江南町が、熊谷市に合併により編入されたことにより、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少していることにつきまして、議会のご議決をお願いするものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第30号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号の説明、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第10、議案第31号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案を事務局に配付いたします。

〔事務局議案配付〕

○議長（大島瑠美子君） 事務局長に議案の朗読をいたします。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第31号 公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町公平委員会委員長、福島公正氏より、一身上の都合により辞職したい旨の願いが提出されましたので、補欠委員として新井寛恭氏を長瀬町公平委員会委員として選任することについて同意をいただきたいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第31号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり同意されました。

議案第32号の説明、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第11、議案第32号 長瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

議案を事務局に配付いたします。

〔事務局議案配付〕

○議長（大島瑠美子君） 事務局長に議案の朗読をいたします。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第32号 長瀬町監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町監査委員、中畝攻佳氏の任期が平成19年6月11日で満了となりましたが、引き続き中畝氏を選任することについて議会の同意をいただきたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第32号 長瀬町監査委員の選任についてを採決いたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり同意されました。

埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙

○議長（大島瑠美子君） 日程第12、埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙を行います。

埼玉県後期高齢者医療広域連合は、県内の全市町村で組織し、75歳以上の方が加入する医療制度で、保険料の決定や医療給付などを行う特別地方公共団体です。

この広域連合は、去る3月1日に県から設立が許可され、平成20年4月からの制度施行に向け、平成19年4月1日からは本格的に準備事務が始まったところであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを埼玉県後期高齢者医療広域連合に報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大島瑠美子君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に関口雅敬君及び村田正弘君をご指名いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大島瑠美子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（大島瑠美子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大島瑠美子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大島瑠美子君） 開票を行います。

関口雅敬君及び村田正弘君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（大島瑠美子君） 開票の結果をご報告いたします。

投票総数9票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 9票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

関口修候補 1票

木暮敏美候補 4票

佐伯由恵候補 4票

以上のとおりです。

請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） これより請願の審議を行います。

日程第13、請願第1号 公契約法における適正な労働条件の確保に関する請願を議題といたします。
事務局長に請願書を朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君） 朗読が終わりました。

紹介議員、関口雅敬君の趣旨説明を求めます。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、趣旨説明を行います。

私は、この請願の紹介議員の関口です。私は、請願提出に当たり、建設埼玉秩父地区本部委員長、富田敏夫さんからお話を伺いました。そうしたところ、私は、請願書に書かれた内容が早期に実現される必要性を感じましたので、紹介議員となりました。

ここで、建設埼玉秩父地区をご紹介します。この団体は、学校の施設等をボランティアで年に数回修繕やら補修やらをさせていただいておる団体でございます。

それでは、公契約法における適正な労働条件の確保に関する請願書の趣旨説明をいたします。世間では、景気の回復が言われますが、それは大企業を中心としたもので、中小企業では、いまだ経営環境が厳しい状況にあります。このことは建設業にも当てはまることで、建設工事の下請を担う中小企業の労働者は雇用機会と労働条件に恵まれず、不安定な生活を強いられております。

この要因の一つに、公共工事を受けた業者が下請業者へ発注を繰り返す構造があることが挙げられます。下請業者へ発注される過程で、中間業者によって工事代金は抜き取られますが、そのため末端の業者は大幅に削減された金額で工事を施工することになります。そうすると、当然そこで働く労働者の賃金は低く抑えざるを得なくなるのです。

こうしたことをなくすために落札したときの労働者の見積金が現場で働く労働者に減額されることなく支払われるシステム、いわゆる公契約法が必要になります。公契約法は、世界の先進国のほとんどで発効され、これに基づき公共工事が行われています。我が国でも労働者の生活安定と技能労働者の育成を図るため、こうした法制度を早期に制定する必要があると思います。

よって、当町はもとより、全国の建設労働者のため、法の整備を求める意見書を政府関係機関や国会に対して提出することが求められるのです。

最後に、この請願は、埼玉県議会のほか全国300を超える自治体で採択されておりますことを申し添え、この請願の趣旨説明を終わります。

皆様には、この請願の趣旨にご賛同いただき、採択していただきますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本請願については常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第1号 公契約法における適正な労働条件の確保に関する請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君） 起立多数。

よって、請願第1号 公契約法における適正な労働条件の確保に関する請願は採択することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大島瑠美子君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程の追加

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

ただいま野原武夫君から発議案第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第15として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

発議案第5号 公契約法における適正な労働条件の確保に関する意見書を日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることに決定いたしました。

発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第15、発議案第5号 公契約法における適正な労働条件の確保に関する意見書を議題といたします。

事務局に議案の配付をいたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（大島瑠美子君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君） 発議案の内容等について野原武夫君の説明を求めます。

5番、野原武夫君。

○5番（野原武夫君） ただいま公契約法における適正な労働条件ということで、関口議員の方からご説明いただきました。それに基づきまして地方自治法第112条及び長瀬町会議規則第14条の規定に基づいて意見書を提出することに皆さんのご賛同を得たいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第5号 公契約法における適正な労働条件の確保に関する意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

閉会について

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成19年第3回定例会を閉会することにいたします。

町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例議会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会では、新規条例案など7件の重要案件につきましてご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。

これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、これを十分検討いたしまして、前向きに対応していきたいと考えているところでございます。

いましばらくははっきりしない天候が続くかと思いますが、梅雨が明けますと、ことしも町の一大イベントであります船玉まつりが8月15日に予定されておりますので、その際は議員各位にも絶大なご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様には健康にご留意なされ、また町政の進展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（大島瑠美子君） 以上をもちまして、平成19年第3回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後4時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年 8月13日

議 長 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 野 原 武 夫

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 大 澤 夕 幸 江